平成24年度重点提案・要望書

福井県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今、我が国においては、経済のグローバル化、急速な少子高齢化、本格的な人口減少の時代を迎え、地域間格差が深刻な課題として浮き彫りとなっています。

また、３月１１日には東日本大震災が発生し、津波による沿岸部の壊滅的な被害のみならず、東京電力福島第一原子力発電所の事故も発生し、３ヶ月以上が経過した現在においても、ふるさとに戻ることが出来ない方々が多く見られます。

この大災害により、太平洋沿岸に人口・産業が集中し、大都市では水やエネルギーを自給できずに災害・危機に弱いという、我が国の国土構造の弱点が明らかになりました。単軸型から複軸型の国土構造の必要性が明らかになったと考えます。

次に掲げた事項は、いずれも、本県の安全・安心の確保、国土構造の問題点の解消および都市と地方の格差の解消に必要不可欠な要望事項ですので、平成２４年度政府予算編成に当たり、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成２３年７月

福井県知事　西川一誠

緊急事項
（東日本大震災関係）

- 原子力発電所の安全確保対策
- 原子力防災道路の早期整備
- ポスト大震災の国土政策
- 都市から地方への企業分散
- 地域経済の影響への対応
- 耐震化の促進

原子力発電所の安全確保対策

内閣府、経済産業省、文部科学省

１　提案

１　福島第一原発事故の原因究明と国の緊急安全対策の充実強化

福島第一原発事故から3か月が経過したが、事故の原因が地震によるものか、津波によるものか検証が十分なされていない。

また、国が示した緊急安全対策は、津波災害に係る短期対策と応急対策の一部に限られ、立地自治体の理解を得るには不十分である。

国は、事故の原因究明の進捗状況を踏まえ、地震対策・津波対策の両面から、その対策範囲と内容について、更なる充実強化を図ること

２　高経年化対策の強化

福島第一原発1号機～6号機は、いずれも運転開始後30年超の高経年化プラントであることから、今後の高経年化プラントの原子炉起動、運転継続に当たっては、今回の事故に高経年化の影響があるのかどうかを検証し、高経年化プラントの安全確保に万全を期すこと

３　浜岡原発の運転停止と他の原発の安全性確認の根拠

浜岡原子力発電所の運転停止について、国は、大規模地震の発生確率と被害影響をもとに行ったと説明しているが、その科学的根拠は曖昧であり、立地自治体の理解は得られていない。何をもって浜岡原子力発電所の運転停止を要請し、他の原子力発電所を安全と判断したのか、国が責任をもって、立地自治体に対し、その具体的な判断根拠、安全基準を示すこと

４　定検中のプラントの再起動

定期検査中のプラントの再起動については、事故の原因究明の進捗状況を踏まえ、暫定的に新たな安全基準を設定し、電力事業者の安全対策を厳格に確認することにより、立地自治体の理解を得ること

原子力防災道路の早期整備

１ 提案

経済産業省、国土交通省

本県の原子力発電所は、すべて半島先端部に位置しており、各発電所へのアクセスは１路線のみで、この限られたアクセス道路が寸断されると、事故発生時の初動対応や、第一に考慮すべき住民の迅速な避難に多大な影響を及ぼすおそれがある。

さらに、これらのアクセス道路の多くは原子力発電所の建設時にあわせて整備されており、整備後数十年経過しているため、近年の豪雨時には土砂崩れによる通行止めなどによる交通障害が頻発している。

このため、以下の整備等を迅速に実施すること。

１　原子力発電所周辺の防災道路の整備と既設道路の防災対策について、特別な財政支援措置を講じて、早期整備を促進すること。

２　舞鶴若狭自動車道や国道８号、国道２７号など幹線道路網が寸断されることのないよう、防災機能を強化すること。

２ 現状と課題

１　原子力防災道路の整備

○福島第一原発事故の発生により、本県立地地域において住民避難のための道路整備への要望が一層高まっている。

○美浜発電所３号機事故（平成１６年８月　第２次系配管破損事故で１１名が死傷）に対して、発電所から２次救急医療機関に至る道路を緊急整備

・馬背峠トンネル整備事業　平成１７～２１年度　約２８億円
　財源　原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（10／10）

２　道路の防災機能の強化

○平成２３年５月の豪雨をはじめ、豪雨時には、原子力発電所へのアクセス道路において、土砂崩れ等による通行止めが発生

２３年５月　美浜町北田　　通行止め（美浜発電所）
２２年３月　おおい町犬見　片側通行（大飯発電所）
１８年７月　高浜町田ノ浦　片側通行（高浜発電所）　　など

ポスト大震災の国土政策

国土交通省、財務省、総務省

１ 提 案

東海道新幹線や東名・名神高速道路を軸とした太平洋ベルト中心の「フィッシュボーン型」国土構造では、東海・東南海・南海地震の連動発生時にラインが分断され、国土機能が停止するリスクがある。

アジアに面し、主要港湾が連続する日本海側と太平洋側、また東日本と西日本が相互にバックアップできる複軸型（デュアルシステム型）国土構造への転換により、災害時リスクを分散することが必要であり、以下の整備を迅速に行う必要がある。

（１）北陸新幹線の早期認可と県内整備促進

（２）高規格幹線道路の早期開通に向けた建設促進

① 中部縦貫自動車道の早期開通

・永平寺大野道路の早期全線開通

・大野油坂道路（大野東・和泉間）の早期工事着手

・大野油坂道路の未事業区間の早期事業化

② 舞鶴若狭自動車道の早期開通

（３）敦賀港の日本海側拠点港への選定と鞠山防波堤の早期完成

また、今後のエネルギー政策の議論については、資源の需要と供給の関係や都市と地方の関係を理解して行い、国民全体で国土やエネルギー政策のあり方を考える「国土の将来を考える日」を制定すること。

２ 現状と課題

●大災害発生時に、我が国の機能が停止しないよう、日本海側と太平洋側が相互にバックアップできる体制を設けることが必要

●国土交通省は、国土審議会防災国土づくり委員会を開催し、太平洋側と日本海側のバックアップ体制づくりなどを検討中

●日本海側国土軸の基本となる交通インフラ（新幹線、高速道路など）について、早期にミッシングリンクを解消することが必要

●さらに、日本海国土軸は成長著しいアジアに対面し、「アジアのセンターライン（中央軸）」になるポテンシャル

●中国や韓国などでは、高速鉄道網や大型港湾、国際ハブ空港などの整備が着実に進展

フィッシュボーン型国土構造

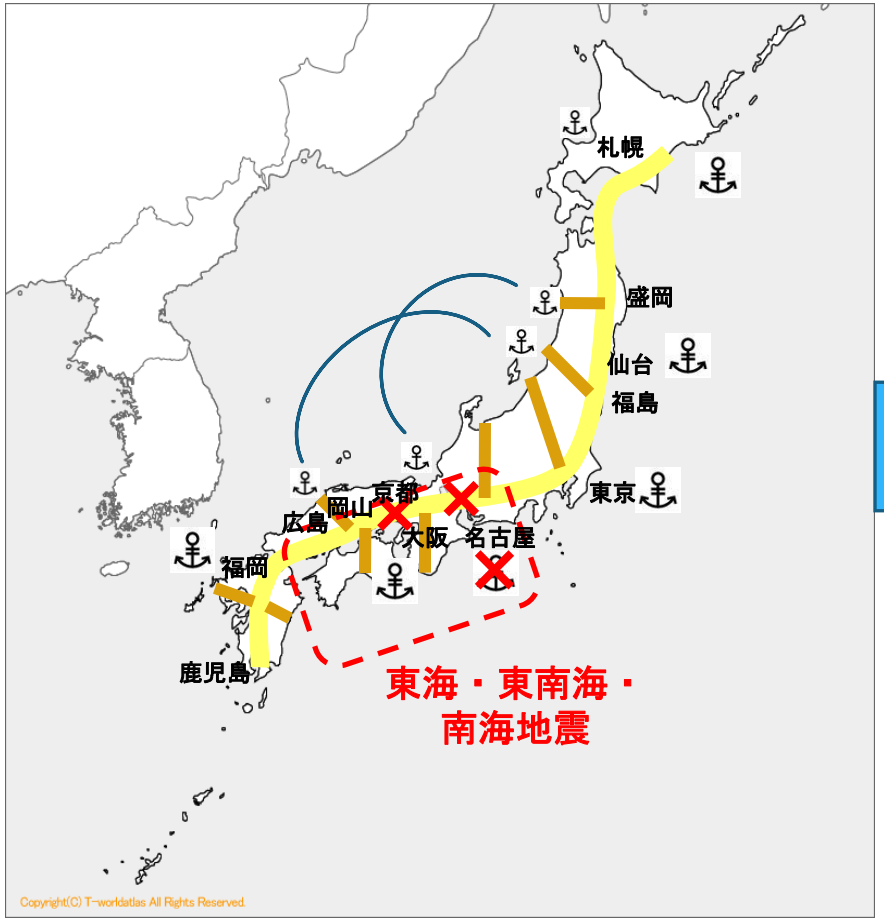

複軸型（デュアルシステム型）国土構造

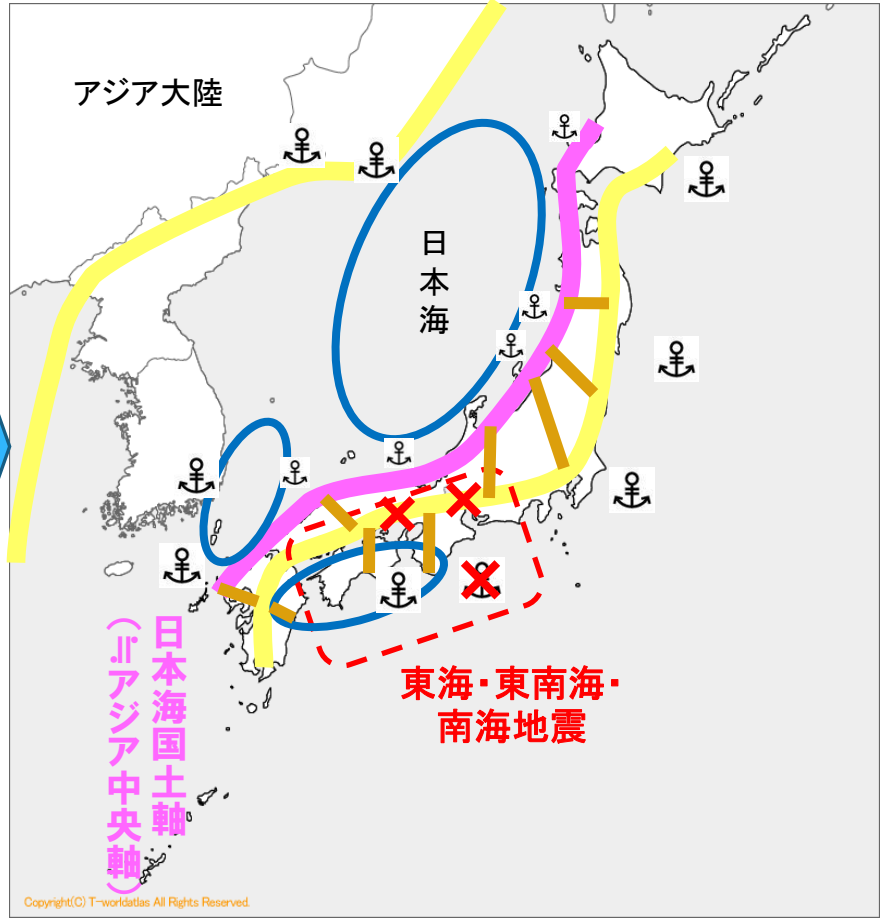

都市から地方への企業分散

財務省、経済産業省

１ 提 案

三大都市圏に集中する企業の本社機能や工場等の地方への分散立地を促進し、都市と地方が国内経済を重層的に支える構造へ転換する必要がある。

このため次のような、企業の地方移転を国策として誘導する制度を充実すること。

① 企業が都市から地方へ移転する場合に、法人税の地方累減課税を創設すること

② 地方移転を促す国の立地補助金の創設

２ 現状と課題

- 東日本大震災に伴い、生産停止や電力制約など都市に企業の本社機能や工場が集中する弊害が顕在化した。また円高や海外市場の拡大により、工場等の海外移転等を加速する誘因が高まり、国内経済の空洞化が懸念される。
- 自然災害のリスクの低減のためには、三大都市圏の本社機能や工場などを地方に分散立地させることが有効。
- 地方は出生率や子どもの学力が高く、優秀な人材を供給する土壌を有し、長期的視点から、企業が地方に本社等を立地するメリットがある。
- 地方移転を促進させる短期的なインセンティブとして、都市圏からの距離等に応じ、段階的に法人税率を軽減したり、地方で不動産を取得する際の登録免許税を減免するなどの制度創設が必要。

３ 本県独自の取組み

- 企業立地促進補助金制度により県外からの企業立地にかかる設備投資、運営経費を補助（平成22年度実績：4件、367,510千円）

４ 担当部署

産業労働部企業誘致課、総合政策部政策推進課

都市から地方への企業分散促進

都市圏に集中立地している企業が地方に分散することは、個々の企業の経営リスクを低下させるとともに、日本経済全体のリスク分散にも寄与する

現　状

【上場企業の半数が東京に立地】

三大都市圏には
　約３３００社が立地（８３．８%）
三大都市圏以外の地方には
　約　６４０社が立地（１６．２%）

【企業の海外移転が加速】

海外における現地法人企業数は増加
　１９９９年　約１４０００社
　２００９年　約１８０００社

一方、国内の事業所数は減少している
　１９９６年　約６７２万事業所
　２００６年　約５９１万事業所

目指すべき姿

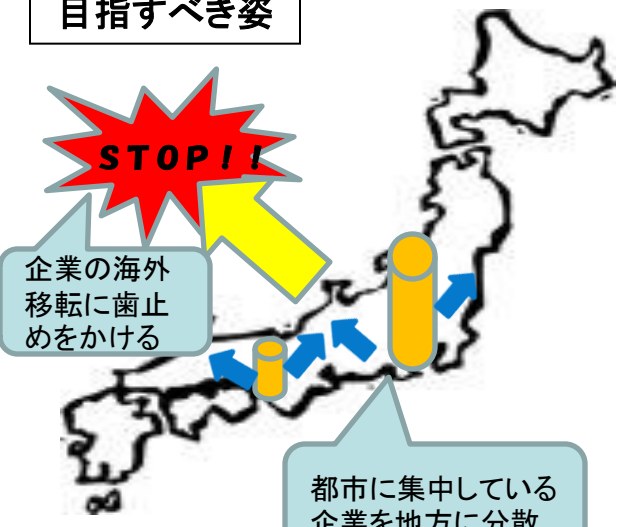

①日本経済全体のリスク分散のため、地方移転を促進
②企業の海外移転に歯止めをかけ、国内産業の空洞化を阻止

企業の地方移転を実現するためには

【企業の地方移転を促す有効な施策】

●地方に進出する企業に対して国税の減免措置を実施
　①地方の状況に応じて段階的に法人税率を軽減
　②登録免許税の減免

●地方に進出した時にのみ利用可能な補助金等の充実

●やる気のある地方自治体を財政面から支援
　①法人事業税等を減免した金額の一部を交付税で補てん

地域経済の影響への対応

経済産業省、国土交通省、農林水産省、外務省

１ 提 案

（１）中小企業の資金繰り対策の強化

東日本大震災に伴い、中小企業者の資金繰りに支障が生じないよう、セーフティネット保証（５号）制度の全業種指定を継続すること。

（２）外国人観光客の誘客対策の強化

東日本大震災に伴い外国人観光客が減少していることに対し、海外諸国に日本の状況について十分な説明を行い、効果的な対策を早急に講ずること。

（３）日本の輸出品に対する輸入制限への対応

① 放射性物質の検査データの要請に対しては、国の責任で検査・発行体制を整備すること。

② 産地証明の要請に対しては、一元的に国の責任で速やかに発行すること。また都道府県が発行する場合は、国において証明書の発行要件等の簡素化、共通化を図ること。

（４）国内の消費活動の活性化

日本全体が元気となり、国民の消費活動が活性化するよう、日本の元気回復・消費促進キャンペーン等の対策を講じること。

２ 現状と課題

（１）中小企業の資金繰り対策強化

● 売掛金回収の長期化や、工場の稼働率の低下、温泉旅館の宿泊キャンセルなど、幅広い業種の中小企業者が資金繰りに苦慮

● セーフティネット保証（５号）の全業種（８２業種）指定は、１０月に見直される予定だが、中小企業は負の連鎖の影響が長期間残る。

（２）外国人観光客の来日にかかる風評被害対策

● 本県の外国人宿泊客の宿泊予約は、大震災の発生以降、キャンセル率は３月は約９０％、４月、５月も８０％を超えている。

（３）海外諸国の日本からの食品輸入規制への対応

● 自治体に対応を要請するならば、認定検査機関の増加や国別に異なる産地証明書の発行要件の共通化など、自治体の負担を低減させることが必要。

（４）国内の消費活動の活性化

※主な県内観光地の入込客数（平成２３年３月～４月）

あわら温泉	１２万６千人	（前年同期　９％減）
大本山永平寺	５万３千人	（前年同期２９％減）
東尋坊	１０万５千人	（前年同期１６％減）
一乗谷朝倉氏遺跡	８万８千人	（前年同期２５％減）

３ 本県独自の取組み

（１）中小企業の資金繰り対策強化

● セーフティネット資金の要件緩和
　震災の直接の被害や影響を受けた県内の中小企業者に対し、経営安定資金および資金繰り円滑化支援資金の要件緩和（3/23～）
　〔融資申込：76件、1,344,000千円〕

● 経営安定資金における短期資金の創設
　一時的な資金不足を生じている中小企業者に対し、短期の運転資金を融資（4/18～）〔融資申込：9件、96,000千円〕

● 県制度融資返済猶予特例制度の創設
　既存借入金の返済に窮している中小企業者に対し、１年間の返済猶予と融資期間の１年間延長を実施（4/18～）　〔猶予申請：3件〕

● セーフティネット資金における東日本大震災復興緊急保証支援分の創設
　経営安定資金および資金繰り円滑化支援資金に国が設けた「東日本大震災復興緊急保証」を活用できる、別枠で8,000万円を限度に融資

（以上、実績値は23年7月1日現在）

（２）外国人観光客の来日にかかる風評被害対策

● 本県海外事務所が、中国、香港、台湾、シンガポールの現地旅行社などに対し、本県には被害がなく、安全であることをＰＲしている。

● 県、観光連盟、宿泊業者の意欲的な働き掛けにより、台湾からの大規模な団体客を誘致。更なる誘致に結び付くよう、歓迎セレモニーを開催。

（３）海外諸国の日本からの食品輸入規制への対応

● 本県でも、中国、韓国、米国、ＥＵから食品については産地証明を工業製品については放射能非汚染証明書を求められる事例が発生。

● 食品は、専門の対応部署を創設して対応。
　福井県が発行した食品の産地証明書：9社、15件(23年6月30日現在)

● 工業製品は、日本商工会議所が採用した生産地の環境放射能調査結果の記載に対して、地元の商工会議所が証明することで対応。
　県内各商工会議所が発行した証明書：17社、29件

（以上、実績値は23年6月30日現在）

（４）国内の消費活動の活性化

● 旅行会社への訪問による送客要請、街頭キャンペーンの実施

４ 担当部署

産業労働部産業政策課、商業振興・金融課、観光営業部観光振興課
農林水産部農林水産振興課

耐震化の促進

文部科学省、厚生労働省、国土交通省、総務省

１　提案

（１）学校・公共施設

〔共通事項〕

耐震化すべき全ての施設について、Ｉｓ値（耐震指標）が比較的高い施設も、低い施設と同様の補助率に引き上げ、耐震化を促進すること

〔個別事項〕

①公立学校施設（幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校）

・実勢単価ベースでの補助を継続すること
・学校教育施設の耐震工事に対する起債の充当率および交付税措置の地域差を解消すること

②私立学校施設（幼稚園・小学校・中学校・高校）

・補強工事に対する補助率の引上げを継続すること
・高校の改築工事を補助対象に加えること

③ 認定こども園

・認定こども園を目指す私立幼稚園の改築工事の補助率の嵩上げを継続すること

④ 私立保育所

・安心子ども基金終了後も十分な予算を確保すること

⑤ 公民館等公共施設

・公民館は避難所として活用されることも多く、耐震化を促進するため、補助率を引上げること

（２）医療施設・福祉施設

医療施設耐震化基金等終了後も十分な予算を確保すること

（３）木造住宅

平成２２年度補正予算限りとした国による３０万円上乗せ補助の緊急支援を恒久的な措置とするなど耐震改修に係る支援の拡充を図ること

（４）水道施設

ライフライン機能強化等事業の採択基準の緩和および補助率の引上を図ること

２　現状と課題

(1)学校･公共施設

〔共通事項〕

●本県の学校施設の耐震化率

公立幼稚園(72%)、公立小中学校(78%)、県立高校(81%)、私立保育園(78%)
私立幼稚園(72%)、私立高校(65%)

●大震災では、耐震指標等の危険度の差異に関らず、多数の学校が被災。耐震化の対象となる全ての施設について、Is値(耐震指標)の大小に関わらず耐震化が必要

〔Is値に補助率に差異を設けられている制度例〕

公立幼･小･中学校の補強工事の補助率

補助率　Is値0．3未満の建物　2/3
Is値0．3以上の建物　1/2（但し、公立幼稚園･特別支援学校は1/3）
※いずれも地震防災対策特別措置法に基づく特例措置(原則は、1/3)

① (公立)幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校

● 補強工事の交付税措置等に地域格差あり。
地方債充当率　90%(地震防災対策強化地域)　75%(その他地域)
地方債元利償還金の交付税措置　66.6%(地震防災対策強化地域)　50%(その他)
〔県内公立小中学校の補強工事の必要棟数：251棟〕

② (私立)幼稚園・保育所・小学校・中学校・高校

● Is値0.3未満の補強工事の暫定的引上げ(1/3→1/2)は、平成23年度末までの措置
〔県内私立学校の補強工事の予定棟数:5棟(24年度以降)〕

● 私立幼稚園施設整備費補助金(耐震補強工事)について、Is値が0.3未満の工事が優先採択され、採択漏れとなる幼稚園あり。

③ 認定こども園

● 認定こども園の私立幼稚園部分の改築に対しては、23年度は安心こども基金の活用延長により私立保育園と同等の助成(国1/2、市町村1/4)が認められたが、24年度以降も改築工事が予定されており、継続が必要。〔県内認定こども園の改築工事の必要園数:1棟〕

④ 私立保育所

● 安心子ども基金は23年度末までの措置〔県内私立保育所の耐震化工事の必要棟数:3棟〕

⑤ 公民館等

● 社会資本整備総合交付金、公共施設等耐震化事業による助成率(1/3～4.5/10)は、他の助成制度より低い水準。県内公民館の耐震化率(66%)は教育・医療施設よりも遅れており、促進が必要。〔避難所に指定された県内公民館の耐震化工事の必要棟数：55棟〕

(2)医療施設・福祉施設

● 医療施設耐震化基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金および社会福祉施設耐震化等臨時特例基金は平成23年度までの措置

● 医療施設耐震化基金は二次救急病院の場合、補助上限額が約7億円である一方、仮に既存の補助制度(医療施設耐震整備事業)を活用するときは、補助上限額が約37百万円であり、支援が不十分〔県内二次救急病院の耐震化必要施設数:8病院〕

(3)木造住宅

● 国の補助制度(住宅・建築物安全ストック形成事業)の補助率は個人負担が大きい
(補助率 23%(国11.5%　地方公共団体11.5%)
〔参考〕住宅耐震化緊急支援事業(平成22年度補正予算限り)　30万円上乗せ

(4)水道施設

● 老朽管更新事業等の採択下限が昨年度より資本単価70円/㎥→90円/㎥に引き上げられ、採択外となる市町あり〔資本単価:福井市:79.3円、坂井市78.9円、耐震適合率:26.4%〕

3 本県独自の取組み

● 緊急度が高いと予想される公立学校の補強工事に対し、上乗せ補助を実施
補助率　1/10～、補助対象上限〔なし〕、助成実績(H22)：27棟、55,090千円

● 非木造の私立学校の補強工事に対し、上乗せ補助を実施
補助率　1/6 、助成実績(H22)：2棟、10,490千円

● 国の助成対象から外れている私立学校の木造建築物等の補強工事に対し、単独補助
補助率　1/2、助成実績(H22)：　1棟、26,092千円

● 木造住宅の耐震改修工事に対し、県と市町が連携し補助を実施
補助率　2/3(県1/3　市町1/3)、補助対象上限：〔最大90万円〕
助成実績(H22)：52棟、14,840千円

4 担当部署

総務部大学・私学振興課、健康福祉部長寿福祉課、障害福祉課、子ども家庭課、地域医療課、医薬食品・衛生課、土木部建築住宅課、教育庁生涯学習課、学校教育振興課

最　重　点　事　項

- ❒ 北陸新幹線の早期認可と県内整備促進
- ❒ 高規格幹線道路の早期開通に向けた建設促進
- ❒ 敦賀港の日本海側拠点港への選定
- ❒ エネルギー研究開発拠点化計画の推進および
  原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実
- ❒ 豪雪災害対策
- ❒ 地方分権改革の推進

北陸新幹線の早期認可と県内整備促進

国土交通省、財務省、総務省

１ 提 案

東日本大震災による国土全体への大きな影響に鑑み、災害に強い国土構造を実現するため、高速交通体系の複軸化による相互補完・代替性の強化は国家の急務である。

国土の中心を大きくネットワーク化し、災害時等におけるリダンダンシー効果を発揮するという観点で北陸新幹線の整備は急ぐべきである。

（１） まず、交通結節点である敦賀まで、認可申請中の「白山総合車両基地・敦賀間」を早期に認可すること。

（２） 敦賀以西については、国の整備方針を明確化すること。

（３） 整備に必要な財源については、公共事業費、貸付料などの活用により十分確保すること。

２ 現状と課題

- 新規着工区間　　白山総合車両基地・敦賀間　113km（うち県内区間75km）
  事業費　約8,500億円（うち県内区間約5,300億円）
- 福井駅部は一昨年に完成済、新幹線を前提とした沿線のまちづくりへの影響、地域格差の観点からも、認可の遅れは地元へ多大な影響
- 前年度に引き続き、平成２３年度予算において、新規着工が決定した場合の事業費として９０億円が確保されているが、新規着工の決定は先送り
- 第３回整備新幹線問題検討会議（H22.8.27）において、北陸新幹線の課題として「敦賀以西の整備のあり方」が示され、現在国において検討中
- 第４回整備新幹線問題検討会議（H22.12.27）において、未着工区間については、各線区の課題のさらに詳細な検討と、着工の基本的条件の検討の深化を行うとの方針
- 参議院国土交通委員会では剰余金活用法案に対して「太平洋側の巨大リスクに備え、日本海側の大動脈となる北陸新幹線など多重系の輸送体系による代替補完機能を確立する必要がある」こと、未着工区間の速やかな工事認可に向けた検討を急ぐことを附帯決議（H23.6.7）

３ 担当部署

総合政策部新幹線建設推進課

整備新幹線の現状

区分		凡例	路線延長 距離	路線延長 区間
営業路線	既設新幹線開業区間	▪▪▪▪▪▪▪	1,835km	東海道（東京～新大阪） 山　陽（新大阪～博多） 東　北（東京～盛岡） 上　越（大宮～新潟）
営業路線	整備新幹線開業区間	━━━	553km	東　北（盛岡～八戸） 北　陸（高崎～長野） 九　州（博多～鹿児島中央）
整備計画路線	建設中区間	━━━	434km	北海道（新青森～新函館） 東　北（盛岡～新青森） 北　陸（長野～白山総合車両基地 福井駅部） 九　州（博多～新八代） 九　州（武雄温泉～諫早）
整備計画路線	未着工区間　工事実施計画申請中	━━━	345km	北海道（新函館～札幌） 北　陸（白山総合車両基地～敦賀 〈福井駅部除く〉） 九　州（諫早～長崎）
整備計画路線	未着工区間　工事実施計画未申請	・・・・・	180km	北　陸（敦賀～大阪） 九　州（新鳥栖～武雄温泉）
延長計			3,347km	

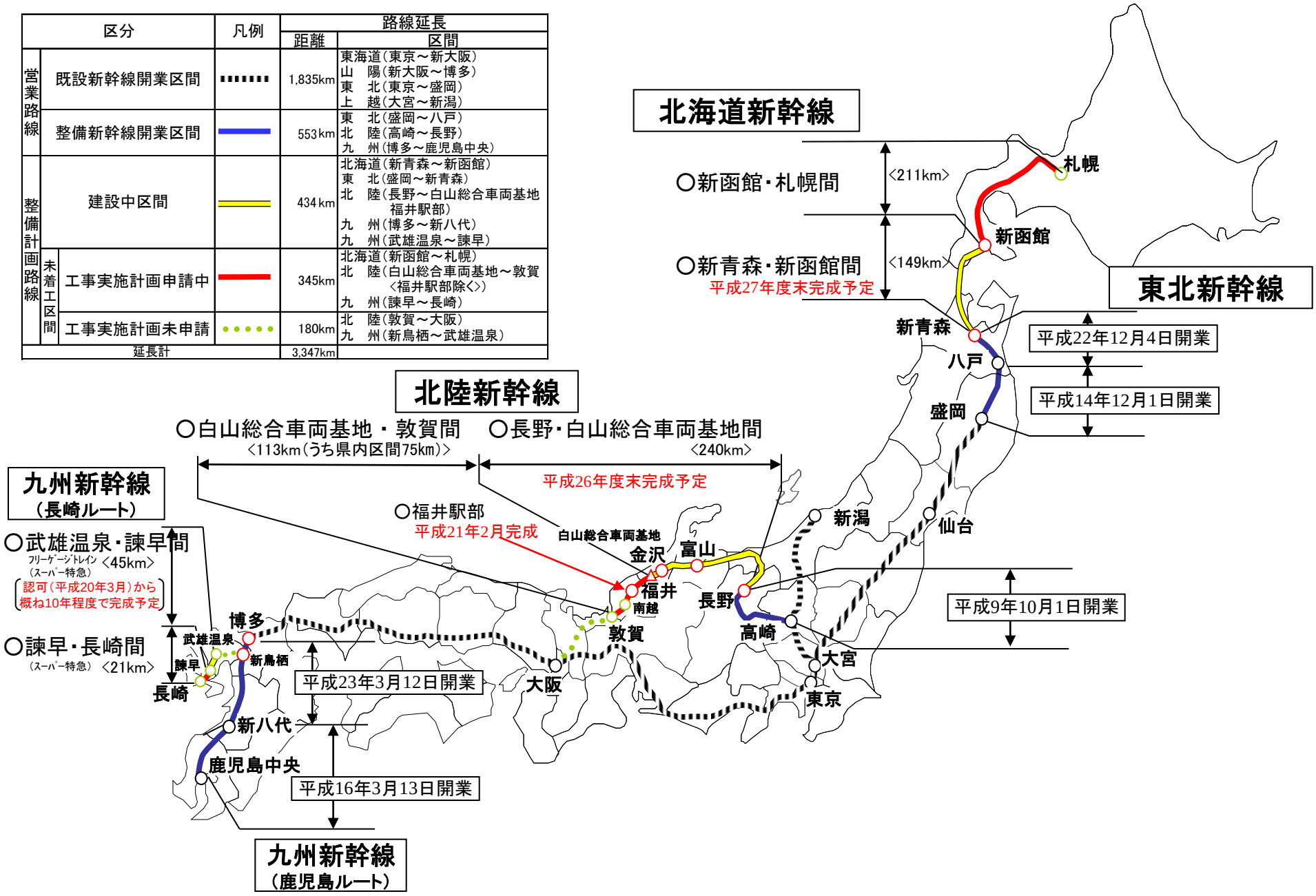

北陸新幹線の概要

整備状況（本県関係）

- 昭和４８年１１月／整備計画決定
- 平成　８年　３月／小松・南越間の工事実施計画認可申請
  南越・敦賀間のルート公表
- 平成１７年　４月／富山・白山総合車両基地間フル化工事認可
  福井駅部工事認可
- 平成１７年１２月／南越・敦賀間の工事実施計画認可申請
- 平成２１年　２月／福井駅部工事完成

〈富山・白山総合車両基地間〉
○平成17年度着工（石動・金沢間はスーパー特急で平成4年度着工）

〈上越・富山間〉
○平成13年度着工（糸魚川・魚津間は、スーパー特急で平成5年度着工）

〈福井駅部〉
○平成17年度着工
○平成21年2月完成

〈南越・敦賀間〉
○平成17年度　工事実施計画認可申請

〈長野・上越間〉
○平成9年度着工

〈高崎・長野間〉
○平成9年10月開業

平成26年度末開業予定

工事中区間
（長野・白山総合車両基地間）
240km

早期整備要望区間
（白山総合車両基地・敦賀間）
113km（うち県内75km）

福井駅部（平成21年2月完成）

《凡例》
- 開業区間
- 工事区間
- 認可申請区間
- 駅・ルート未公表

高規格幹線道路の早期開通に向けた建設促進

国土交通省

１ 提 案

東日本大震災による国土全体への大きな影響に鑑み、災害に強い国土構造を実現するため、高速交通体系の複軸化による相互補完・代替性の強化は国家の急務である。

我が国の東西をつなぐ国土軸として重要な機能を有し、本県においてミッシングリンクが生じている高規格幹線道路について早期整備を行うこと。

■ 中部縦貫自動車道の早期開通について

（１）永平寺大野道路の早期全線開通

福井北・松岡間（２．２㎞）の平成２６年度の開通および勝山・大野間（７．８㎞）の平成２４年度の開通を確実に実現するとともに、平成２８年度までの早い時期に全線開通を図ること。

（２）大野油坂道路の速やかな工事着手

未事業化区間（大野・大野東間、和泉・油坂峠間）の一日も早い事業化の決定を行い、今後１０年～１５年での全線開通を図ること。

特に、事業化された大野東・和泉間（１４㎞）については、調査設計を促進し、速やかに用地買収・工事に着手すること。

■ 舞鶴若狭自動車道の早期開通について

平成２６年度の全線開通に向けて、残る小浜・敦賀間（３９㎞）の一日も早い開通を図ること。

２ 現状と課題

- 中部縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道の整備は、本県の観光・産業の振興のみならず、国土の東西軸の強化につながる国にとっても重要なプロジェクトであり、「真に必要な道路」として、着実に整備促進される必要がある。
- これらの道路整備により、東海北陸自動車道や北陸自動車道、名神高速道路等と一体となった大環状ネットワークが形成され、首都圏、近畿圏、中部圏、北陸圏相互の経済交流の拡大が期待される。
- 中部圏や近畿圏の太平洋側で大規模な災害が発生した場合、関東方面から中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道を経て関西に抜けるルートは、わが国の東西交通の代替補完機能を発揮する重要な道路ネットワークとなる。

３ 担当部署

土木部高規格道路推進課

中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道の早期開通

敦賀港の日本海側拠点港への選定

国土交通省、法務省

１ 提 案

敦賀港を日本海側拠点港に選定するとともに、鞠山防波堤の早期完成を図ること。

また、敦賀港における貨物や旅客の受入れを迅速に行うため、ＣＩＱ（税関、出入国管理、検疫）体制の充実を図ること。

２ 現状と課題

〔敦賀港の取扱貨物量〕

- 取扱貨物量は、平成21年実績で1,445万トンで本州日本海側第２位
- 実入りコンテナ取扱貨物量は３年連続で増加し、平成22年実績で前年比90％増の15,319TEU

〔敦賀港の優位性〕

- 関西・中京の大都市圏に近接しており、高速ネットワークが充実
- 太平洋側と比較し対岸諸国に近い（特に韓国は片道24時間以内で運行可能）
  - → 対岸諸国向けサービス重視型貨物の集荷が可能
  - → 韓国釜山港と17時間半で結ぶ外貿ＲＯＲＯ船が週２便就航
  - → 外国人観光客に人気の高い観光地に近く、ゲートウェイとして最適
- 本州日本海側最多の内貿航路（週16便）を有し、国内物流の拠点として機能
  - → 内航ネットワークを活かした対岸諸国向け貨物集荷が可能
- 水深が深く、浚渫が不要
  - → 維持管理が低コストで可能

・敦賀港の定期航路路線

（内貿航路）		
フェリー	敦賀～苫小牧東	週７便
	敦賀～新潟～秋田～苫小牧東	週３便
ＲＯＲＯ船	敦賀～苫小牧西	週６便
（外貿航路）		
コンテナ船	韓国航路（釜山まで）	週２便
ＲＯＲＯ船	韓国航路（釜山まで直行便）	週２便

〔敦賀港における出入国管理〕

- 現在、通常の出入国管理は福井市にある出張所で処理
  - → 国際ＲＯＲＯ船による特殊車両の輸送に際してドライバーの乗船が必要な場合があり、敦賀港で出入国管理が行えるよう、人員機材等の体制充実が必要

３ 本県独自の取組み

- 国際定期ＲＯＲＯ船とＪＲ貨物等との連携による国際一貫輸送の促進のため、今年度モデル輸送実験に取組み予定

４ 担当部署

土木部港湾空港課、産業労働部企業誘致課

敦賀港の日本海側拠点港への選定

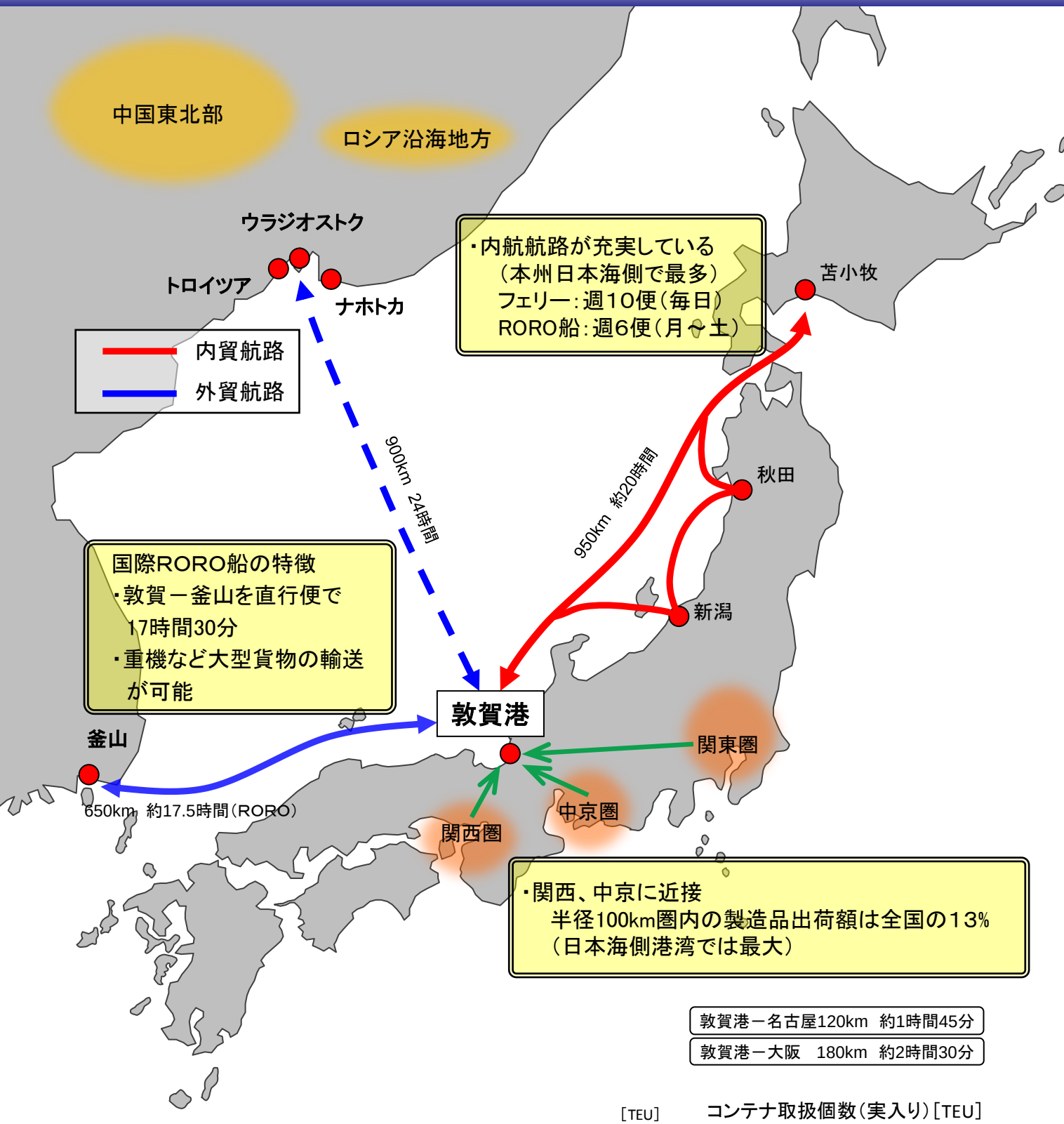

敦賀港－名古屋120km　約1時間45分

敦賀港－大阪　180km　約2時間30分

本州日本海側主要港の貨物量（H21）

1	新潟港	2，782万ﾄﾝ
2	敦賀港	1，445万ﾄﾝ
3	舞鶴港	760万ﾄﾝ
4	秋田港	640万ﾄﾝ
5	下関港	571万ﾄﾝ

コンテナ取扱個数（実入り）［TEU］

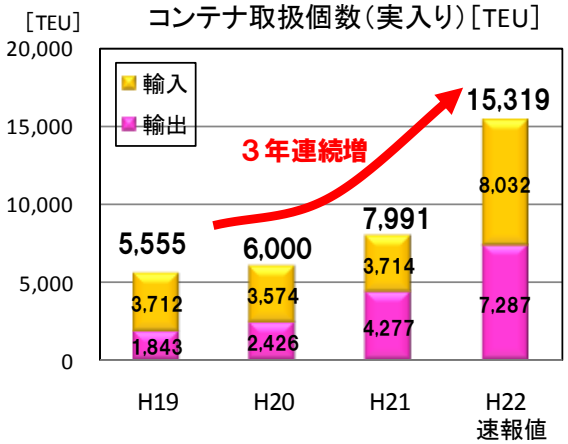

エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実

文部科学省、経済産業省

１　提案

■　エネルギー研究開発拠点化計画の推進

福島第一原子力発電所事故を契機に、「原子力防災・危機管理機能の向上」や「エネルギー源の多角化」の観点から、本県の『エネルギー研究開発拠点化計画』においてこれらの分野の一層の充実を図るため、人的、財政的な支援を行うこと。

（１）原子力発電所の危機管理に関する研究・教育の充実

福井大学国際原子力工学研究所に、「原子力防災・危機管理部門」を設置するため、専任教員・研究運営等の確保に対して、十分な予算措置を行うこと。

（２）原子力防災や新エネルギー分野等の最先端研究機能の集積

放射線観測・防護など原子力災害に対応する産業技術の高度化や、エネルギー源の多角化に関する研究開発、実用化を推進するため、資金面での積極的な支援を行うこと。

高速増殖炉を中心とした国際的な研究開発拠点の形成やレーザー共同研究所等をスケジュールどおり着実に整備すること。

（３）国際原子力人材育成の拠点形成

日本の原子力発電技術の信頼回復のためにも、今回の事故の経験や教訓を踏まえ、海外の原子力人材育成に貢献していくことが重要であり、西日本の人材育成の拠点として、「福井県国際原子力人材育成センター」を積極的に活用・支援すること。

（４）広域の連携大学拠点の形成

福井大学国際原子力工学研究所を中心に、大阪大学、京都大学、名古屋大学による連携大学院設立構想を取りまとめること。

連携大学院を実現していくため、必要な専任教員を確保するとともに、研究運営・施設等の整備に対して、十分な予算措置を行うこと。

（５）原子力関連技術を活用した産業の創出・育成

レーザー共同研究所や電子線照射施設などを活用し、新たな産業を創出するため、原子力関連技術に特化した研究開発に対する支援制度を創設すること。

（６）原子力関連業務に従事する人材の育成

原子力発電所の点検・保修業務に関する県内企業の技術力を向上し、新たな業務への参入が促進されるよう、原子力関連業務に従事する人材の育成を積極的に支援すること。

２　現状と課題

（１）原子力発電所の危機管理に関する研究・教育の充実

● 福島第一原子力発電所の事故により原子力災害時における対応の重大性が高まっており、原子力危機管理を対する体系的に研究・教育するには、福井大学国際原子力工学研究所に「原子力防災・危機管理部門」を設置し、専門的知識を持った教員の確保や研究をするための支援が必要

設置領域　　シビアアクシデント評価、耐震・耐津波、リスク評価、危機管理学、放射線計測・防護、基準規則国際化

（２）原子力防災や新エネルギー分野等の最先端研究機能の集積

● 福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「安全・安心」や「エネルギー源の多角化」の観点から、「エネルギー研究開発拠点化計画」の事業や分野の充実を図っていく必要があり、国の参加のもと検討を進め、その実施に当たっては積極的な財政面での支援が必要

・検討内容

原子力防災・危機管理などに関する研究開発、実用化

新エネルギー分野・自然エネルギー分野に関する研究開発、実用化

・検討会メンバー

国、自治体、大学・研究機関、事業者、産業界の実務者

● 高速増殖炉を中心とした国際的研究開発拠点の形成のため、国内外の研究者が集い、地域の発展・活性化に貢献する施設を整備

・ナトリウム工学研究施設　（平成２４年度目途開設）　敦賀市白木

プラントの実際の環境を模擬し、ナトリウム取扱技術の高度化等の研究開発を実施

・新型燃料研究開発施設　（平成２７年度目途開設）　敦賀市白木

日仏米の共同研究による FBR の新型燃料を研究開発する施設

・プラント技術産学共同開発センター　（平成２５年度目途開設）敦賀市街

県内企業や広域の連携大学拠点等と一体となり、地域産業の発展につながる研究開発を実施

レーザー共同研究所（既存施設の充実）	研究者 11 名→15 名程度
プラントデータ解析共同研究所	研究者 10 名程度
産業連携技術開発プラザ	研究者 5 名程度

（３）国際原子力人材育成の拠点形成

● 海外研修生の半数以上は施設見学で、本県の研修機能が有効活用されていない。　平成２２年度海外研修生等受入数：本県１１７名

● 福井県国際原子力人材育成センター

設　　立　平成２３年４月１日　若狭湾エネルギー研究センター内に設立
組　　織　県、事業者等からの派遣（１０名体制）
実施事業　国際原子力講師育成事業「原子炉プラント安全コース」　ほか

● 今後本県に整備される予定の研修等施設

・原子力安全研修施設（日本原子力発電㈱）　敦賀市沓見
平成２４年度開設予定、国内最大級の規模
・福井大学国際原子力工学研究所敦賀キャンパス　敦賀市駅西地区
平成２３年度開設予定（福井市文京キャンパスから移転）

（４）広域の連携大学拠点の形成

● 福井大学国際原子力工学研究所には、専任教員が少なく、十分な研究・教育体制ができておらず、連携大学院実現に向けての方策が必要

開　　設　　平成２１年４月１日　福井大学文京キャンパス内に開設
移　　転　　平成２３年度に敦賀キャンパス完成後に移転予定
体　　制　　教員１１名　　客員教員等　３３名　　学生１１名

敦賀キャンパス移転後の次のステップとして、京都大学、大阪大学、名古屋大学との連携大学院設立構想の取りまとめが必要

（５）原子力関連技術を活用した産業の創出・育成

● 拠点化計画では、レーザー、電子ビーム等の技術を県内産業に移転するための施設整備を推進。こうした施設を活用した産学官共同研究をさらに進め、原子力関連技術を地域産業として根付かせることが必要

・レーザー共同研究所
県内企業と原子力発電施設内配管のレーザー補修装置の共同研究等
平成２５年度に「プラント技術産学共同開発センター」に移設予定
・電子線照射施設
電子ビームにより、繊維やプラスチックなどの素材の改質や滅菌等を行う施設
平成２３年夏頃に本格稼動

（６）原子力関連業務に従事する人材の育成

● 原子力発電所の点検・保修業務等を担う県内企業の技術力向上を図るため、国の支援を得て、研修事業を実施

〔平成２２年度末までの実績〕
・受講生　延べ約6，０００人
・原子力発電の業務に関連する資格試験の合格者　３９４人

● 当該研修の受講企業のうち元請に参入した企業は、これまで４社であり、さらに県内企業の参入を進めるため、技術力向上のための研修を進めることが必要

・「福井大学国際原子力工学研究所」、「原子力安全研修施設」の整備
・「原子力関連業務従事者研修（文部科学省）」、「原子力関連業務人材育成実務研修（経済産業省）」を実施

３　担当部署

総合政策部電源地域振興課

エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実

文部科学省、経済産業省

１　提案

■　電源三法交付金・補助金の制度充実

原子力発電所の安全性の確保を大前提として、電源地域の永続的な地域振興を図るため以下の措置を講じること。

（１）エネルギー対策特別会計の堅持

電気の消費地と生産地の受益と負担という、エネルギー対策特別会計の制度趣旨を堅持し、引き続き、電源立地地域への財政支援措置を十分確保すること。

（２）地域振興策の充実

住民、企業に対する電気料金の割引制度の対象地域を全県に拡大すること。また、原子力発電所立地県への企業誘致を促進するため、誘致企業に対する電気料金割引制度（半額、８年間）の対象地域を全県に拡大すること。

（３）交付金制度の拡充等

本県で実施された国内初の４０年超の運転継続に関し、交付金の充実を図るとともに、発電所の施設の完全撤去まで交付金の適用期間を延長すること。

また、自主的、弾力的な活用がより一層図られるよう、制度を改善するとともに、地方における一般財源化に向けた積極的な取組みを行うこと。

なお、交付金制度の見直しを行う際には、あらかじめ関係自治体の意見を聞くこと。

２　現状と課題

（１）エネルギー対策特別会計の堅持

● 原子力発電所の安全性の確保を大前提として、引き続き原子力と地域との共生を進め、永続的な地域振興を図るため、電源立地地域に対する財政支援措置を十分に確保することが必要

（２）地域振興策の充実

● 原子力発電の、地域に対する貢献を住民の目に見える形で示すため、周辺地域交付金（住民・企業に対する電気料金割引制度）および周辺地域企業立地支援補助金（新規立地や工場増設を行う企業への電気料金割引制度）の対象地域を全県に拡げることが必要

参考：対象を拡大した場合の所要額

○住民・企業に対する電気料金割引制度

現行（７市町）	２１．４億円
全県に拡大（１７市町）	６４．７億円

○新増設を行う企業に対する電気料金割引制度

現行（１０市町）	７．５億円
全県に拡大（１７市町）	２６．０億円

（３）交付金制度の拡充等

● ４０年超の運転継続に対する交付金の充実について

原子力発電施設の固定資産税評価に係る耐用年数は１５年であり、４０年超の運転継続という実態に即していない。これまでの固定資産税収逸失相当分を考慮して交付金のさらなる充実が必要

● 交付金制度の見直しにおいて、国の予算補助事業（農業集落排水施設整備事業　等）への充当制限の撤廃等が図られたが、今後は、基金の目的変更の制限の撤廃や、国の法定補助事業（教育施設整備事業　等）への充当制限の撤廃を行うとともに、事務手続き簡素化が必要

● 地方が自己決定・自己責任の原則のもとに地域経営を行っていくためには、地方における一般財源化等が必要

● 「ふげん」は、完全撤去となる平成４０年度まで電源三法交付金の対象とすることが必要

３　本県独自の取組み

電源三法交付金は、子育てや高齢者対策、子ども安全確保など県民の生活に密着したソフト事業や、原子力と地域が共生することを目的に策定した「エネルギー研究開発拠点化計画」を推進する施策に活用

原子力発電施設等立地地域共生交付金（３０年を経過した原子力発電施設の所在県に交付）および核燃料サイクル交付金（プルサーマル計画に同意した県に交付）を活用し、電源地域の活力あるまちづくりにつながる事業を実施

４　担当部署

総合政策部電源地域振興課

エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実

内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省

１　提案

■　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の制度拡充

（１）新たな具体的支援措置の実施

原子力防災道路の整備等を図るための特別な予算枠の創設や、嵩上げ分の財源を別途確保した上で特例対象事業の補助率の大幅な嵩上げを行うことなど、財政上、金融上および税制上の新たな具体的支援措置を講ずること。

（２）対象事業および対象業種の拡大

特措法にもとづく振興計画の対象事業、国の補助割合等の特例対象事業および不均一課税の対象業種の拡大を行うこと。

２　現状と課題

（１）新たな具体的支援措置

● 県、地元市町とも計画の進捗に鋭意努めてきたが、地方財政の厳しさが増す中、平成２２年度末までの事業進捗率は５３％にとどまり、うち３２事業が未着手

・振興計画事業の進捗状況（平成２３年３月末）

振興計画に位置づけた事業数（A）	２０３事業
２２年度末までに完了した事業（B）	１０８事業
２２末度末までに完了しない事業	９５事業
うち未着手の事業	３２事業（県事業１４事業、市町事業１８事業）
（県事業で未着手となっている事業の内訳	道路１１、河川２、防災１）
進捗率　（B／A）	５３．２％

● 財政上、金融上および税制上の措置は、国の努力規定となっているが、電源立地地域の生活環境、産業基盤の総合的かつ広域的な整備を図るため、具体的な支援策を明確にすることが必要

法第９条

国は、前２条に定めるもののほか、振興計画を達成するために必要があると認めるときは、振興計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上、金融上および税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

● 福島第一原子力発電所の原子力災害の発生を受けて、地域住民の避難経路の確保等の観点から、原子力発電所周辺の防災道路の早期整備が必要

特に、本県嶺南地域の原子力発電所は、すべて半島先端部に位置しており、大規模な地震・津波の際にも発電所へのアクセスが確実に図られるよう、整備経費について国が特別な支援措置を講ずることが必要

● 道路、港湾、漁港等整備における個別補助制度の廃止および一括交付金化（社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金）に伴い、国の負担割合が特例対象の補助率を上回るものや、負担割合が嵩上げされていても県全体への交付限度額が変わらず、配分において他事業への影響が生じるなど、特例措置の適用メリットが減少

特例対象事業を着実に実施するため、現在の国の負担割合に応じた負担率の嵩上げを行うとともに、嵩上げ分については別途財源措置が必要

・国の負担割合が特例対象の補助率を上回るもの

道路　旧補助金　５０％→５５％（特例措置により５％嵩上げ）

現状（社会資本整備総合交付金の県事業分）　６０％

（２）対象事業および対象業種の拡大

● 振興計画の対象事業に観光開発や文化振興事業を、また特例対象事業に鉄道、農道、林道、体育施設等を、不均一課税の対象業種に旅館業などを追加することが必要

● 既に特例対象となっている道路、港湾、漁港について、新設や改築・改良事業が対象となっているが、橋梁の大規模補強工事や落石防止のための斜面防災対策工事など、既存施設の延命化を図るための維持補修を対象に拡大することが必要

また、義務教育施設における屋内運動場の耐震補強や、学校グラウンドの整備等を対象に拡大することが必要

３　担当部署

総合政策部電源地域振興課

エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実

総務省、財務省、経済産業省

１ 提 案

■ 原子力発電所立地に伴う税制等の見直し

（１）法人事業税

・電気供給業に対する収入金額課税制度を堅持すること。

・電気供給業の分割基準を、法人の事業活動規模を的確に反映する「発電可能電力量」に変更すること。

（２）償却資産に係る固定資産税

原子力発電所に関する税法上の償却資産の耐用年数（現行１５年）について、実際の耐用年数に沿って延長すること。

２ 現状と課題

（１）法人事業税における収入金額課税制度の堅持

● 経済産業省は、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、外形標準課税を組み入れる税制改正要望を行っているが、これは、国民生活を支えている電源立地地域の財政に大きな悪影響。

【参考：法人事業税の課税標準】

事業の区分		課税標準
電気供給業、ガス供給業、保険業		収入金額
上記以外	資本金または出資金が1億円超の法人	付加価値額、資本金等の額 所得金額
	資本金または出資金が1億円以下の法人	所得金額

・ 経済産業省の要望内容(3/4収入金額、1/6付加価値額、1/12資本金等の額)による見直しが行われた場合の本県への影響

△１４億円（22年度税収における試算）

※付加価値額＝収益配分額(報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料)＋単年度損益

（２）法人事業税における電気供給業の分割基準の変更

● 現行の分割基準では新規の設備投資等により税収が大きく変動

	分割基準
現行	3/4 発電所の固定資産価額、1/4 固定資産価額
見直し案	3/4 発電可能電力量、1/4 固定資産価額

・見直しによる本県影響額＋１９億円（２２年度税収による試算）

（３）償却資産の耐用年数の延長

- 県内には、３０年以上運転している原子力発電所が８基存在。うち２基すでに４０年を経過している。
- 償却資産に対して課税する固定資産税の収入は、耐用年数の長さに左右されるため、税法上の耐用年数を実際に沿って延長することが必要。

３ 担当部署

総務部税務課、市町村課

幹線道路における除雪体制の強化（北陸自動車道）

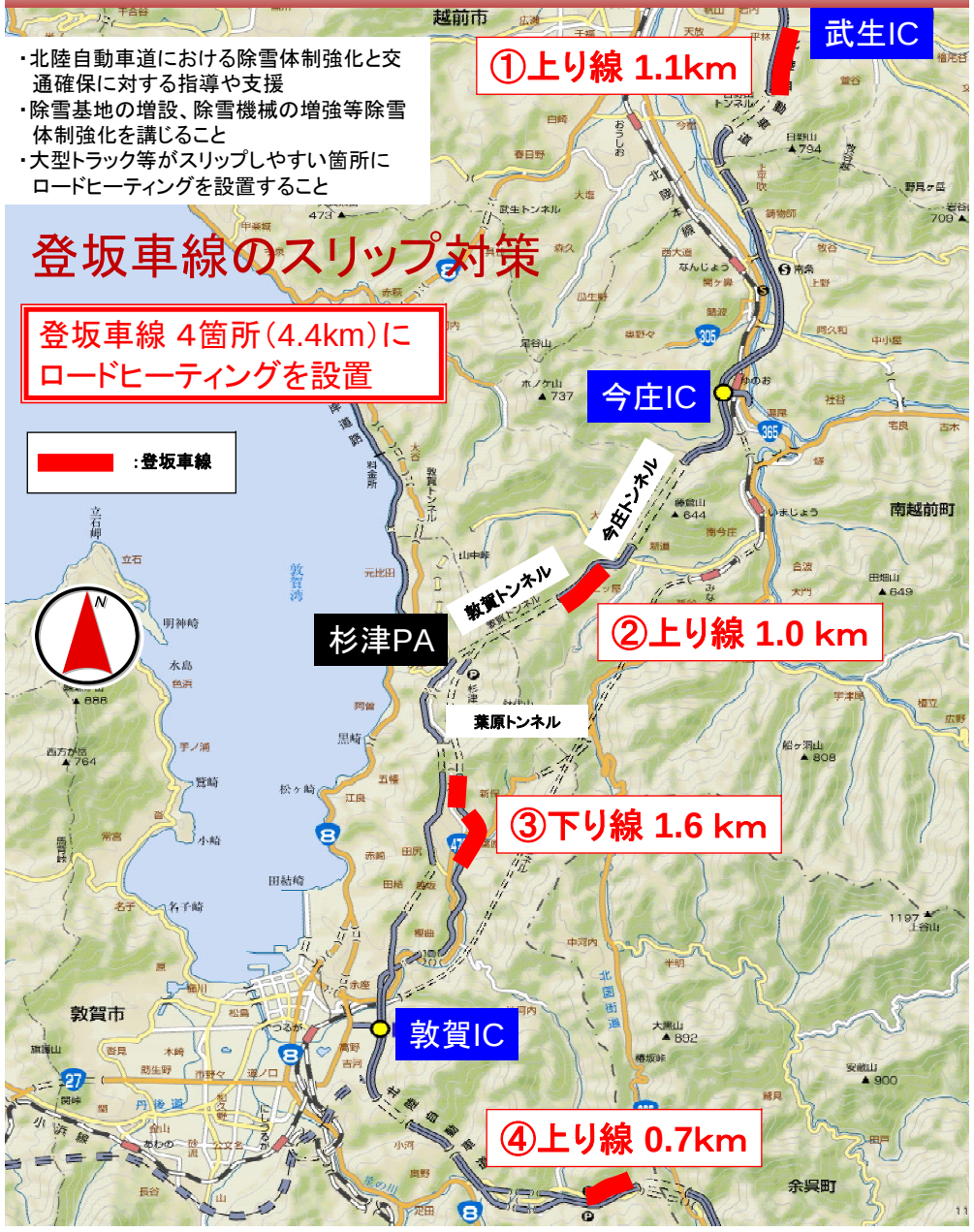

幹線道路における除雪体制の強化（国道８号）

豪雪災害対策

国土交通省、総務省、気象庁

1 提 案

■災害時の連絡体制や情報の強化

（1）災害時における対策本部間の連携の充実

県内で災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、知事の要請に基づき、直ちに国、県、JR、高速道路会社等が、それぞれ設置する災害対策本部に職員を相互に派遣し、情報収集の強化と円滑な連絡調整ができる体制を整備すること。

（2）大雪警報・注意報の発表基準等の改正

関係機関が迅速な防災対応ができるよう、大雪警報や注意報の発表地域区分や発表基準等を次のように改正すること。

・大雪警報・注意報の発表基準を現在の「24時間降雪の深さ」に加え、「12時間」や「6時間」の基準を設定すること
・大雨警報・注意報と同様に市町ごとの発表基準を設定すること
・短時間で集中的な降雪が予想される場合、記録的短時間大雪警報（仮称）の発表基準を新設すること
・観測地点を交通要所に増設など観測機能を強化すること

2 現状と課題

（1）災害時における対策本部への職員の相互派遣体制の充実

●平成23年1月の大雪では、主要交通幹線である北陸自動車道や国道8号およびJR北陸線が全面的にマヒしたが、関係機関相互において道路通行止めや列車の停車、除雪状況などの情報共有や連絡通報体制が重要
●本県は災害対策連絡室を設け、国土交通省福井河川国道事務所、中日本高速道路会社、JR西日本に対し、連絡員の常駐と対策会議への出席を求め、情報の集約・一元化を図り、対策の調整を実施
●今年の大雪のほか、平成13年、平成18年と、これまで3回の主要交通幹線の同時マヒを経験しており、被災時の対応や連絡通報の遅れ等が初動の遅れにつながっている。

（2）大雪警報・注意報の発表基準等の改善

●1月30日からの大雪において、警報発令前に交通網が既にマヒするなど、現在の発表基準では迅速な防災対応ができない場合があるため、改善が必要

3 担当部署

安全環境部危機対策防災課、総合政策部交通まちづくり課、土木部道路保全課

地方分権改革の推進

内閣府、総務省、財務省

１　提案

■ 新しい地方制度のあり方

災害や危機に強い国土政策を進めるためには、複軸型の国土構造へ転換するとともに、それぞれの地域の実情に応じた政策を実現できるよう、国と地方の関係を抜本的に見直す必要がある。

（１）財源と一体的な権限の移譲と国の関与の縮小

義務付け・枠付けの見直しや地方への事務権限の移譲、地方自治法の抜本見直し等については、地方の意見を十分に踏まえ、地方の自由度を確保すること。

特に、事務の移譲については、財源の確保が何より重要であり、必要な財源を一体的に移譲すること。

（２）「国と地方の協議の場」の適切な運営

地方行政に影響を及ぼす施策は、幅広く協議の対象にするとともに、施策の企画立案の早い段階から分科会を活用するなど、対等で実質的な協議と調整が図られるよう運営すること

２　現状と課題

（１）適切な権限と国の関与の縮小

● 地域主権推進一括法案や地域主権戦略大綱等は、「国の基準が条例の内容を拘束」、「国の責任において実施すべき行財政改革が不十分」等との指摘もある。

● 住民益の向上が着実に実現できるよう、地域の実情に応じて選択できる仕組みとする必要がある。

● 地方自治制度や地方自治法の見直しについて、地方六団体が同意していない内容まで性急に改正しようとする動きがある。見直しの目的や手続きの明確化が求められる。

・地域主権戦略会議（地方分権改革推進本部を廃止し設置）

①　目　的　　地域主権に資する改革に関する施策を検討し実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策実施

②　日程等　　平成22年6月22日、地域主権戦略大綱を閣議決定
平成24年夏に地域主権推進大綱（仮称）を策定

戦略大綱の主な項目
ア　義務付け・枠付けの見直し　イ　基礎自治体への権限移譲
ウ　ひも付き補助金の一括交付金化　エ　国の出先機関の原則廃止

③　根拠等　　閣議決定（平成21年11月）　所管：内閣府

④　その他　　平成23年5月2日に地域主権推進一括法（第一次）が成立し、121項目の義務付け・枠付けの見直しが決定
（一括法（第二次）も国会提出中）

・地方行財政検討会議

①　目　的　　地方自治法の抜本的な見直しの案の取りまとめ

②　日程等　　平成22年11月に地方自治法の改正案の方向性を提示
引き続き地方政府基本法に向け検討を行う予定（25年度）

（主な検討内容）
第一分科会　　地方自治体の基本構造のあり方、住民参加のあり方
第二分科会　　財務会計、財政運営の見直し　　等

③　根拠等　総務大臣決定（平成22年1月）　所管：総務省

（２）「国と地方の協議の場」の適切な運営

● 23年5月、「国と地方の協議の場に関する法律」が成立

● 「社会保障と税の一体改革」は、国と地方が分担して社会保障サービスを担っているにも関らず、国が素案を公表後に地方との協議を開始し、財源の確保等に地方の意見が反映されていない

● 今後、地方自治法の改正、震災復興等のテーマを国と地方が対等な関係で協議するためには、企画立案の段階から分科会を設置し、国と地方が一体的に課題や方向性を議論することが重要

３ 担当部署

総合政策部政策推進課

地方分権改革の推進

総務省

１　提案

■　道州制の議論への慎重な対応

道州制については、地方自治の根幹を担う基礎自治体の意向を踏まえること。

また、国民の理解も得られていないことから、慎重に対応すること。

２　現状と課題

- 全国町村会は、導入に反対
  - 政府への意見書の提出（平成 21 年 6 月）
  - 特別決議の採決（平成 20 年 11 月）
- 全国および本県では、約 60％が道州制に反対

道州制に関するアンケート結果（福井県）

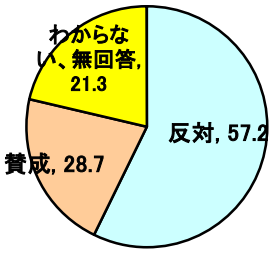

道州制に関する世論調査結果（日本世論調査会）

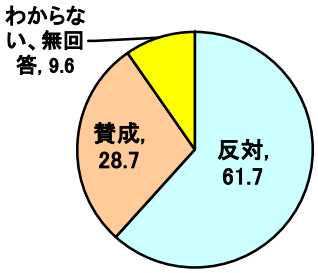

○反対の理由

・今の都道府県に親しみや愛着があるから　36.5%

・きめ細かな行政ができなくなるから　26.6%

・地方分権につながるとは限らないから　22.6%

■全国町村会特別決議（H20.11）抜粋

「仮に道州制が導入されても、地域間の格差が解消され　るとは到底言い難く、むしろ新たな中央集権体制を生み出すことになりかねず、道州政府と住民との距離も一段と遠いものとなる。」

「道州制の導入によりさらに市町村合併を強制すれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながっていく。」

３　担当部署

総合政策部政策推進課

地方交付税の増額について

地方交付税推移

【福井県】

単位：百万円

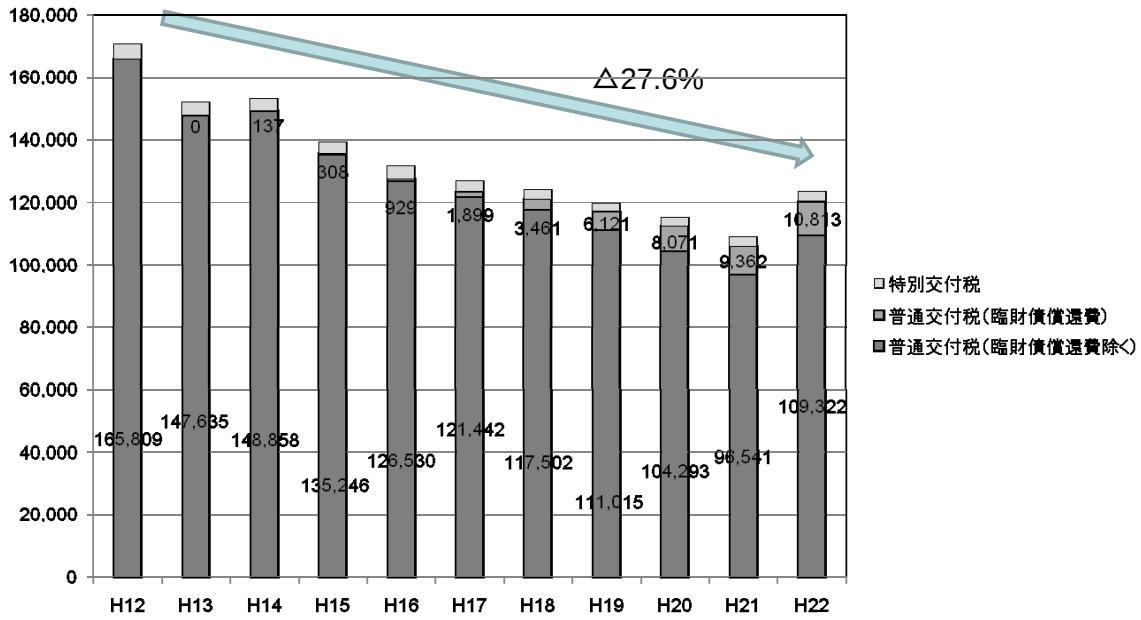

作成者：総務部　財務企画課

地方間の税源偏在の是正について

人口一人当たりの税収格差（平成21年度決算）

地　方　税　計　　：最大（東京都）／最小（沖縄県）：２．７倍
法　人　二　税　　：最大（東京都）／最小（奈良県）：６．１倍
地方消費税（清算後）：最大（東京都）／最小（沖縄県）：１．７倍

地方間の税源偏在を是正するため、可能なものから是正措置を講じること

○法人県民税の分割基準の見直し

	（現行）	（見直し案）
分割基準	従業者の数 ※昭和29年の創設以来、見直しが行われていない	【例：非製造業の場合】 ½　事務所の数、½　従業者の数 ※企業活動の実態に合わせて、数度の見直しが行われている法人事業税の分割基準と同様にする
人口一人当たりの税収格差(試算)	８．６倍	５．９倍

○地方消費税の清算基準の見直し

	（現行）	（見直し案）
清算基準	①小売年間販売額　48.3% ②サービス業対個人事業収入額　26.7% ③人口　12.5% ④従業者の数　12.5% ※①②の統計は、多様化する消費の実態を正しく捉えているとは言えない	①人口　50.0% ②従業者の数　50.0%
人口一人当たりの税収格差(試算)	１．７倍	１．５倍

作成者：総務部税務課

ふるさと提言事項

- ❒ 眠れる希少金属の再生と海外供給リスクを低減する拠点へ
  ～レアメタル・レアアースのリサイクル等の総合対策～
- ❒ 若者の就職支援は都道府県の総合力で
- ❒ APEC福井宣言に基づく低炭素化社会の実現
- ❒ 再生可能エネルギー導入に向けて
- ❒ エイジング・イン・プレイスの推進
- ❒ ふるさと帰住を促す税制等の創設
- ❒ 「ふるさと納税」の促進
- ❒ 地方の宝の流出阻止
- ❒ ふるさとを支えるグローバル人材の育成
  ～ふるさと貢献留学生と外国人留学生の地方枠の創設～
- ❒ ふるさと移転支援制度の創設

眠れる希少金属の再生と海外供給リスクを低減する拠点へ
～レアメタル･レアアースのリサイクル等の総合対策～

経済産業省、環境省

１ 提 案

日本経済の国際競争力のカギを握るレアメタル関連産業の総合的拠点づくりに取り組むため、希少金属のリサイクル等に対する支援を行うこと。

（１）レアメタルのリサイクル体制の整備と技術開発等への支援

自動車や家電と同様に、資源確保の必要性の高いレアメタル等を含む製品等のリサイクルを法制化するとともに、リサイクル体制の整備を図ること。

また、精錬技術の高度化など、リサイクルの効率性・安定性を高める技術開発や関連産業の実証研究等に対して支援すること。

（２）レアアース等の備蓄基地の整備

本県にレアアース等の備蓄基地を整備し、供給拠点とすること。

２現状と課題

(1)レアメタル含有製品等のリサイクル体制の整備

●レアメタル等の国内需要量は、2020年には2009年比で約1.5倍に拡大するとの予測あり。
（矢野総合研究所(2010.6)）

●レアメタル等のリサイクルは、回収ルートの未整備やリサイクル技術等が未完成であるため、ほとんど行われていないのが現状。

●リサイクルの促進には、リサイクル業者が採算ラインに見合うロットで製品等を確保できる体制の整備と同時に、解体の容易な製品設計の開発等、レアメタルに関連するバリューチェーン全体のレベルアップが必要。

●また、使用済小型家電等の広域収集・運搬・処理に係る規制緩和等が必要。
※ 一般廃棄物の広域処理を可能とする制度として、「広域認定制度」があるが、対象事業者（メーカー等）、対象物（携帯電話等）が限定され、活用しづらい。

(2)レアアース等の備蓄基地の整備

●レアアースの備蓄基地は国内に存在せず、早期整備が必須。レアメタルは、太平洋側に1箇所基地があるが、分散のため日本海側にも基地が必要。

■本県がレアメタル等関連産業の総合的拠点を目指す優位性

① 地勢面：本州の真ん中に位置し、敦賀港や高規格道路の活用によりレアメタルの輸送と使用済製品の広域回収が効率的に実施可能
② 先進性：自動車用電池のリサイクル技術を蓄積する日鉱金属等が立地
③ インフラ面：クリーンで低送電ロスの電力（原子力）を大量に供給可能

３ 本県独自の取組み

●企業立地促進補助金制度で、レアメタル等のリサイクル事業を補助対象

４ 担当部署

産業労働部企業誘致課、安全環境部循環社会推進課

レアメタル・レアアースリサイクル産業の立地促進

レアメタル・レアアースのリサイクルに必要な制度を整備し、拠点の形成・集積を促進するとともに、備蓄基地の整備が必要

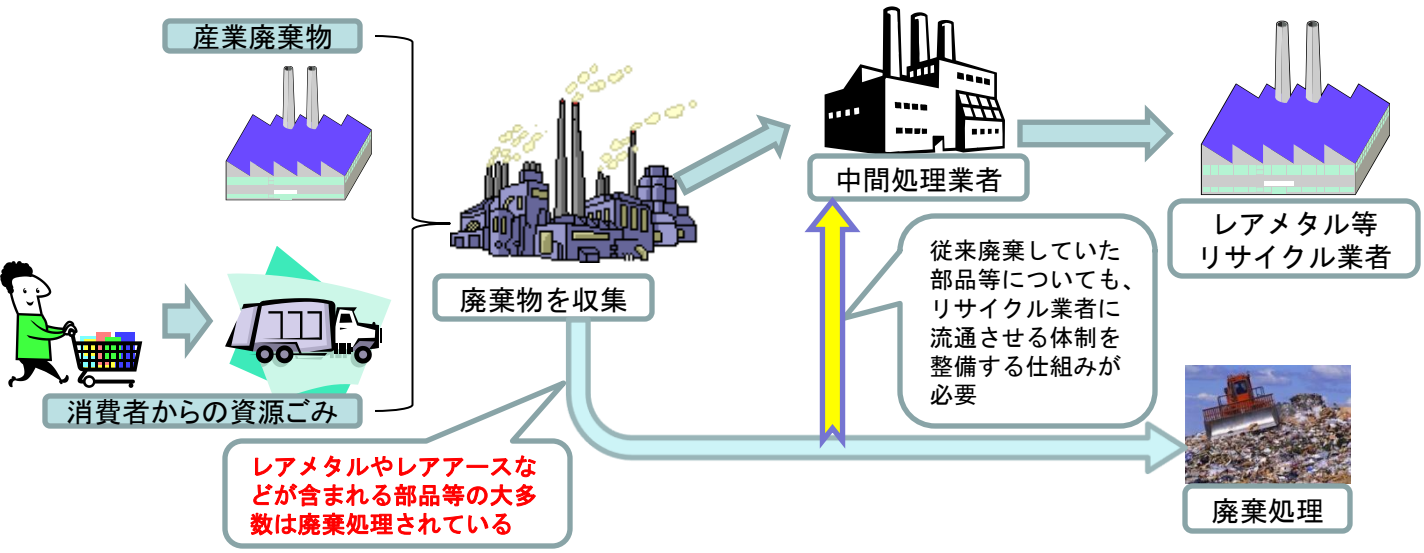

【制度案】
- リサイクルが義務付けられている家電４品目やパソコン、自動車等について、レアメタルやレアアースを含む部材も含め、部材ごとにリサイクル義務を課す
- 携帯電話などレアメタル等を含む製品についても、リサイクルを義務付ける

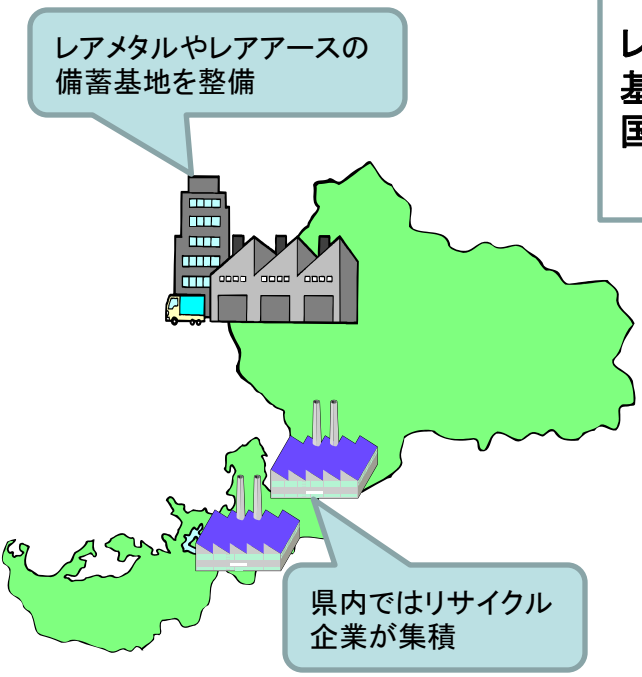

レアアース等の備蓄基地立地地域に対し、国が財政支援

国内備蓄が促進され、緊急時にも供給不足などの懸念が低下

電気料金の低廉性や敦賀港や福井港、舞鶴若狭道などの高規格道路の利便性を活用し、関連企業の集中立地を促進

レアメタル・レアアースリサイクル事業の立地効果
- レアメタル等を活用する先端企業の立地
- レアメタル等のリサイクル技術の集約
- リサイクル物品の運搬による物流増加　など

若者の就職支援は都道府県の総合力で

内閣府、厚生労働省、経済産業省、文部科学省

１ 提 案

若者の地元就職を促進するため、地域経済や教育、雇用対策を総合的に担う都道府県が、地域の特性に応じて若者の就職支援を一元的に行えるよう、国は十分な財政措置やノウハウ等の移転を実施した上で、以下の措置を講じること。

(1)若者就業支援事業の県への一本化

①国のヤングハローワークを県のジョブカフェに一本化し、カウンセリングから職業紹介、求人開拓までを県が一貫して実施できる体制とすること。

②国が実施する若者の就職支援事業については、都道府県が代替できるよう財源を移管すること。

(2)若者就職コーディネーターの配置

学生・生徒をマンツーマンできめ細かく支援する就職支援コーディネーターの高校等への配置を支援すること。

２ 現状と課題

（１）若者就業支援事業の県への一本化

- 地場産業の育成やふるさと帰住を促進する施策と関連して、都道府県が企業の人材確保と若者の就職の両面を一貫して支援する体制づくりが必要。
- ジョブカフェとヤングハローワークは別組織で運営されており、利用者にとって二度手間となるなど利便性が悪く、国へ移管の提案をしている。
- 若者の就職支援は、国と県で類似した事業を別々に実施しており、企業や利用者にとって非常に分かりにくい。

（２）未就職者の地域密着型サポート体制の充実

- 新規学卒者の就職支援にあたっては、学生・生徒個々人の特性を十分把握したコーディネーターが求人企業とのマッチングを行うことが重要

３ 本県独自の取組み

（１）若者就業チャレンジ事業（平成22年度～）

事業を受託した人材派遣会社が研修の企画、就業体験先の開拓、就業体験中の訪問指導および個別就職面談等、一貫した支援を行い、就業体験受入企業の負担軽減と未就職者に対するきめ細かな相談対応を行うことができる。

実績：53名のうち46名（86.8%）が就職。（うち正社員42名（79.2%））

（２）高校就職支援コーディネーターの配置（平成21年度～）

県内の高校にコーディネーター（39名）を配置し、面接指導や求人開拓等を行った結果、本県の高校生の就職率は22年3月卒が98.1%、23年3月卒が99．5%と二年連続で全国トップとなった。

（３）ふくいものづくり企業魅力再発見事業

優良なものづくり企業を、県外大学の理系等の1、2年生が訪問。インターンシップと就職につなげる。（訪問数：8社、138名）

４ 担当部署

産業労働部労働政策課、教育庁高校教育課、総務部大学・私学振興課

若者の就職支援事業の充実

地方の若者に対して地元での就職を促進するためには、若者の就職支援を都道府県が一元的に行うことが必要

現　状

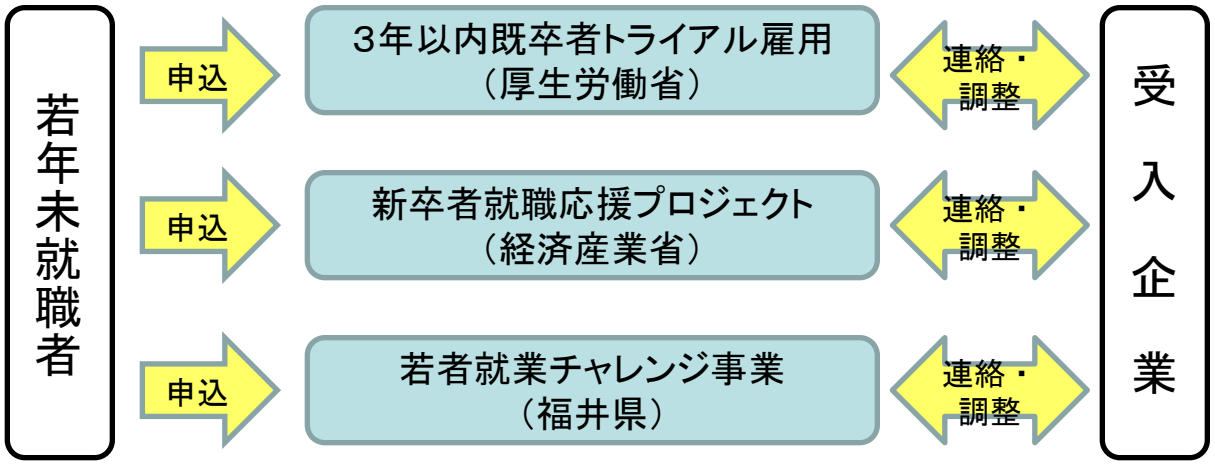

《若年未就職者》
・どの制度を選んで良いかわからない。
《受入企業》
・いろいろなところから制度説明や参加依頼等があり対応が面倒。
・窓口がたくさんあり、提出書類も違うため困惑する。

改善案

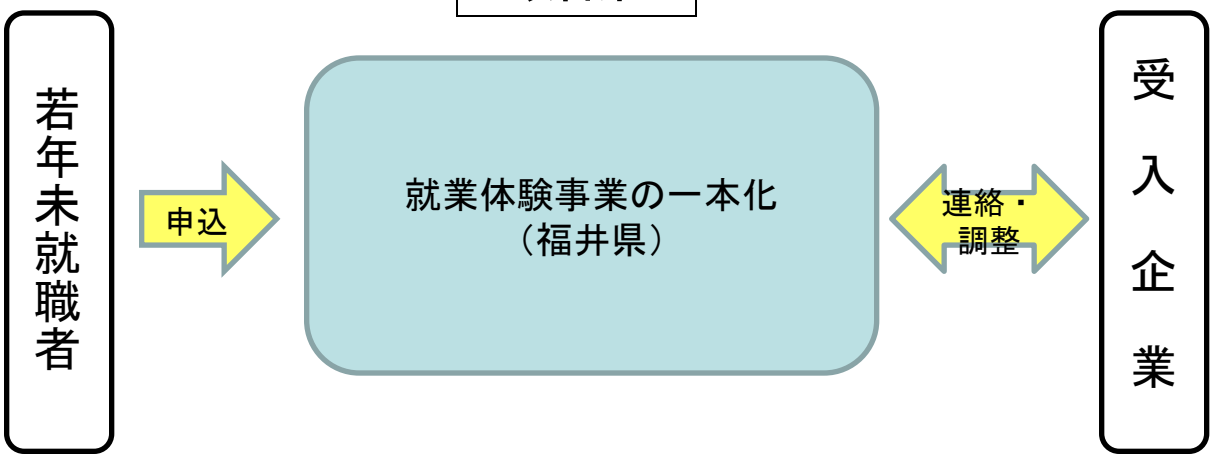

《若年未就職者》
・一つの窓口で制度の説明を受けることができる。
《受入企業》
・一つの窓口で効率よく制度を利用することができる。

ＡＰＥＣ福井宣言に基づく低炭素化社会の実現

経済産業省、環境省

１ 提 案

昨年のＡＰＥＣエネルギー大臣会合「福井宣言」において、再生可能エネルギーの普及促進が明記された。

本県は開催県として、原子力発電だけでなく太陽光発電等の再生可能エネルギーと先進的な省エネ関連技術等を、一定地域に集中・集積する「低炭素の街づくり」を進めている。

このため、国においては、このような地域ぐるみで住民が生活レベルで低炭素化社会のメリットを享受、実感できる街づくりについて積極的な支援を行うこと。

２ 現状と課題

● 平成２２年６月に本県で開催されたＡＰＥＣエネルギー大臣会合において発表されたＡＰＥＣ「エネルギー安全保障に向けた低炭素化対策に関する福井宣言」においては、再生可能エネルギーの普及促進について明記

● 本県では、原子力発電所が集中立地している嶺南西部地域における低炭素化社会づくりに向け、具体的な施策や事業を検討するため、産学官による協議会を設置し、具体的な事業の進め方を協議し基礎調査を実施予定。

※ 経済産業省の新規事業「スマートコミュニティ構想普及支援事業」を活用して、低炭素化社会実現のための調査等を実施予定

● 平成２４年度以降、低炭素化社会の実現に向けた事業を推進するために、国において、地域全体における施設整備等に対する支援措置が必要。

３ 本県独自の取組み

● ＡＰＥＣ「福井宣言」低炭素化社会実現調査事業（平成22年度）
検討会の設置、事業可能性調査等

● 太陽光発電・省エネ設備導入促進事業
住宅用太陽光発電について、県単独補助（上限14.4万円）
併せて高効率給湯器等の省エネ設備を設置する場合（上限20万円）

● 次世代（省エネ）自動車の導入の促進
ＥＶ・ＰＨＶの公用車導入、急速充電器の設置など

４ 担当部署

安全環境部環境政策課

エコ・エネルギー・コリドール構想

○ 低炭素の「街づくり」
（住宅、自動車、公共施設など生活分野のゼロ・エミッション化）

○ エコ・エネルギーの「産業化」
（軽量EV開発、電池遊覧船の実証化、植物工場、ヒートポンプ栽培の導入）

○ データセンターの蓄積
（クラウドを活用した行政の効率化、クラウド開放によるICT起業家支援）

取組み（例）

電気観光遊覧船

ソフト産業

ヒートポンプ
ハウス栽培

敦賀

美浜

三方

エネルギー研究センター

データセンター

上中

大飯高浜

小浜西

小浜

メガソーラ

スマートグリッド

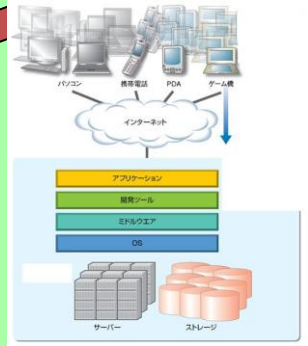

クラウドコンピューテイング

野菜工場

電気自動車

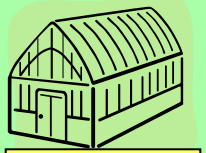
ヒートポンプ
ハウス栽培

ソフト産業

再生可能エネルギー導入に向けて

総務省、経済産業省、環境省

１ 提 案

再生可能エネルギーの導入に向け、これまでに導入されている太陽光発電、風力発電などの発電量や施設整備量に関する統計データを国が一元的に整備すること。

２ 現状と課題

● 現在のところ、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーについて、その整備状況や発電量等のデータは各業界団体等が整理しているのみで、一元的に把握できる統計データがない。

● 今後、再生可能エネルギーの促進にあたり、効率的な施設整備のために既存の再生可能エネルギーによる発電量や施設整備量を把握することは重要であるため、国としてデータを整備すべき。

（参考）

特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所が本年３月に「自然エネルギー白書２０１０」を発行

３ 本県独自の取組み

● 嶺南西部地域（おおい町・高浜町）をモデルとして、太陽光等の再生可能エネルギーと先進的な省エネ関連技術等を集中・集積させ、クリーンエネルギー供給と効率的なエネルギー使用が両立するスマートエリアの構築を目指している。

エイジング・イン・プレイスの推進

厚生労働省、総務省、国土交通省

１ 提 案

本県では、平成２０年度から東京大学と連携して、住み慣れた地域で自分らしく老いることのできる社会（エイジング・イン・プレイス）を実現するための共同研究を行い、その成果を活かした政策を展開している。

（１）２４時間安心な在宅医療の推進

・複数の医師がチームを組んで在宅医療を提供する際に、副主治医として在宅医療に携わる医師に対して診療報酬を加算するなど、在宅医療体制づくりを推進すること。
・家族の一時帰休目的で在宅患者を受け入れるレスパイト病床について、一般・療養病床とは別枠で設置を認め、適切な診療報酬評価を行うこと。
・「共通在宅ケア記録」などの在宅での情報共有ツールを利用した医療と介護の連携体制に対しても診療報酬および介護報酬上の評価を行うこと。

（２）高齢化の進む集落の生活機能の維持

高齢化の進む過疎地域において、自治体や地域による日用品販売店舗の取得など、地域をあげた集落の生活機能の維持活動に対して支援すること。
また、この事業実施に伴う初期費用に対する優遇措置を講じること。

（３）高齢者にやさしい移動手段の確保

高齢者の移動手段として大きな役割を果たしているコミュニティバスの運行を維持するため、財政支援を充実すること。

２ 現状と課題

（１）２４時間安心な在宅医療の推進

● 在宅医療の推進には、複数の医師によるチームによる体制構築が必要だが、診療報酬上の優遇措置を受けられるのは、在宅主治医に限定

【ふくい在宅あんしんネット】
在宅主治医の不在時に、在宅患者をケアする「在宅副主治医」によるチーム体制をつくることを地域で進めている。（登録在宅医師数158名）

（参考）在宅医療に係る診療報酬

		訪問診療	往診料	在宅時医学総合管理料	在宅ターミナルケア加算
在宅主治医	在宅療養支援診療所	8,300円	7,200円	42,000円	100,000円
	上記以外	8,300円	7,200円	22,000円	20,000円
在宅副主治医	在宅療養支援診療所	－	7,200円	－	
	上記以外	－	7,200円	－	

● 家族の一時帰休目的で在宅患者を受け入れる病床は、制度上設けられていない。
病床過剰とされている一般・療養病床とは別枠で新設する必要がある。
（福井県坂井地区において東京大学と連携した実証研究事業を実施中。）

（２）高齢化の進む集落の生活機能の維持

● 地域生活の維持が困難になっている過疎地域や高齢化が著しく進む集落において、日用品販売等の生活機能を応援することが必要

（３）高齢者にやさしい移動手段の確保

● 高齢者の移動手段として、コミュニティバスは大きな役割を果たしているが、過疎地域において国の「地域公共交通確保維持事業」の補助対象となるバスは、２３年度から新たに運行されるもの、または新たに公的支援を受けるものに限定

３ 担当部署

健康福祉部地域医療課、長寿福祉課、総合政策部交通まちづくり課

「エイジング・イン・プレイス」（元気活躍･総合長寿）プロジェクト

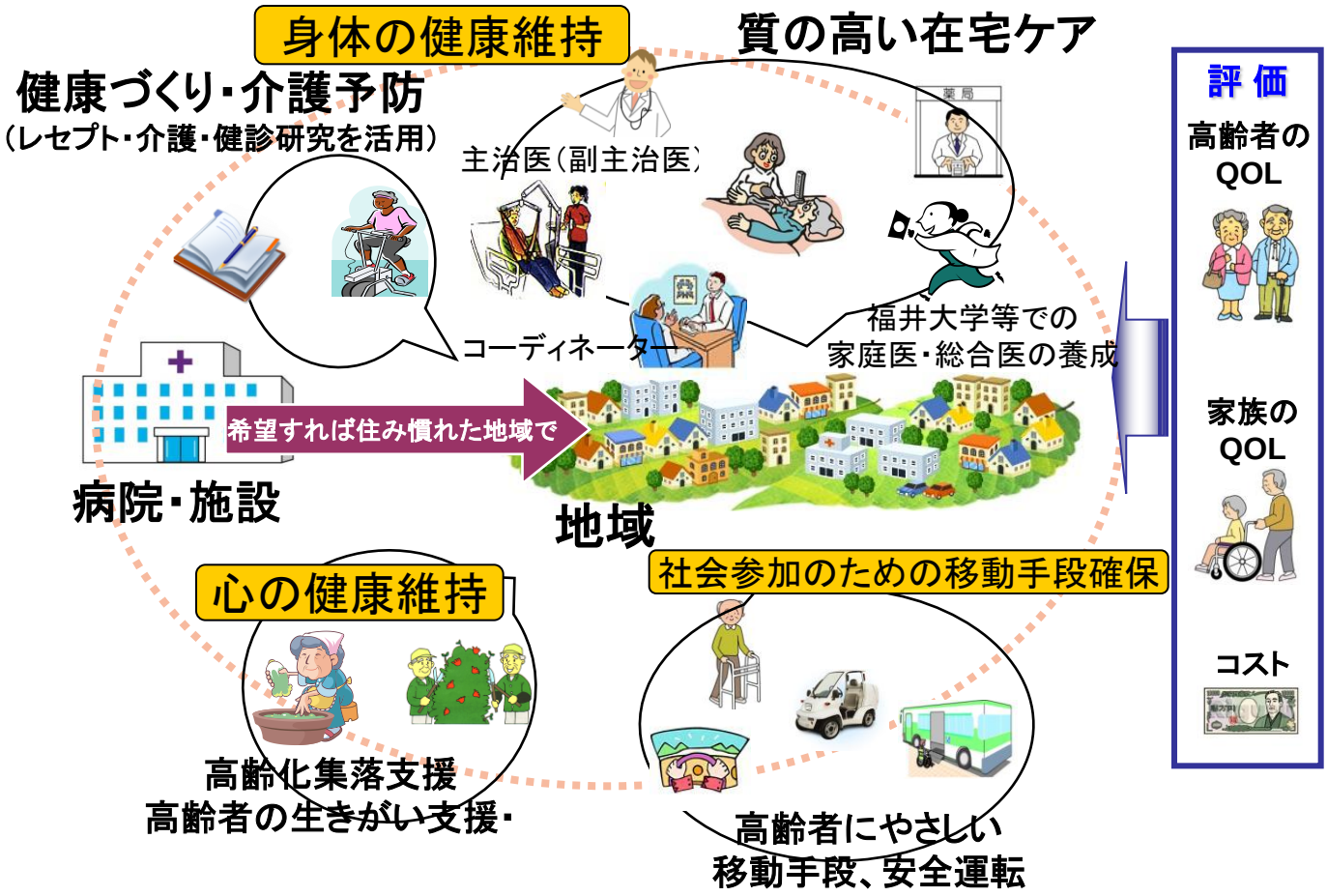

ふるさと帰住を促す税制等の創設

財務省、総務省、経済産業省

１ 提 案

都市圏に居住する方々の本県への移住、帰住を促す「新ふくい人」施策など、本県のふるさと施策を支援する税制措置等を講じること。

※「新ふくい人」　本県を新たなふるさととして居住する方や、定年後、本県にUターンする方、都市圏と本県に住居を構える「二地域居住」の方を表す造語

（１）ふるさと貢献企業の継承

①後継者のいない中小企業を存続発展させるため、地元企業や地元住民が投資する場合の税制上の優遇措置を講じること。

②従業員による事業継承に伴う贈与税の優遇措置を講じること。

※「ふるさと貢献企業」：地場産業や伝統工芸等、地域の活力や雇用を守る上で不可欠な企業（例：めがね、打刃物、和紙）

（２）ふるさと起業への応援

①ふるさと起業を行う企業の投資に対して優遇措置を講じること。

②三大都市圏以外でのふるさと起業に伴う初期費用に対して優遇措置を講じること。

※「ふるさと起業」：地方においてソーシャルビジネスを起業すること

（３）地方定住につながる「家族赴任」と「二地域居住」の促進

①地方への転勤者が家族一緒に赴任する形態を普及させる施策

・「単身赴任手当」に代わり、家族赴任を前提とした「家族いっしょに手当」の国家公務員への導入と企業への推奨

・家族向け社宅の整備等に取り組む企業への税制優遇

・家族赴任を積極的に薦めようとする企業を国や地方自治体が認定して支援、発信する「家族赴任モデル企業」制度の創設

②二地域居住を促進する施策

・都市圏の住民の二地域居住のため、地方に住宅を購入する場合の「二地域居住住宅ローン減税制度」を創設

２ 現状と課題

（１）ふるさと貢献企業の継承

●県内の廃業事務所：703件、従業員数約4,000人（製造業：平成20年度）

（２）ふるさと起業への応援

●ベンチャー企業への投資を促進するエンジェル税制のように、ソーシャルビジネスを行う「ふるさと起業」を促進する税制が必要。

（３）地方への定住につながる「家族赴任」と「二地域居住」の拡大

●単身赴任者とその家族には、生活地の二重化や家族関係の希薄化などによる経済面・精神面の負担や健康や子育てなどにおける不安が伴う。

●地方で家族が一緒に暮らすことでこうした不安が解消されるとともに、将来的には、地方への定住につながる。

３ 担当部署

観光営業部ふるさと営業課、産業労働部産業政策課

「ふるさと納税」の促進

総務省、財務省

１　提案

（１）給与所得者の場合は、年末調整により控除できる仕組みを実現すること。
（２）個人住民税の特例控除額の上限（個人住民税所得割額の１割）の引上げを行うこと。

２　現状と課題

● 「ふるさと納税」は制度発足から３年を経過し、寄付者が応援する「ふるさと」に多くの寄付が寄せられ、全国の自治体の活性化につながっている
● 「ふるさと納税」が将来にわたって広く国民に理解され、身近で簡便な手続きが確保されることで、より一層利用しやすい制度となるよう、制度を改善していくことが必要

３　本県独自の取組み

〇制度を提唱した福井県として「ふるさと納税」の全国的な利用を促進
・「ふるさと納税情報センター」の開設　【２０年度～】
　県内および全国自治体の状況などを集約するとともに情報提供を行う
・「ふるさと納税推進フォーラム」の開催【２２年１０月】
　全国の自治体の先進事例報告や有識者によるパネルディスカッションを行い、ふるさと納税制度を広報
・「被災自治体応援ふるさと納税」の実施【２３年３月～】
　被災県向けの寄付を広く呼びかけ、被災県に代行して事務を行うことで被災県を応援

〇県内での「ふるさと納税」利用の促進
・「ふるさと福井応援サイト」の開設　【１９年度～】
　インターネット上で寄付申出手続き、クレジットカードによる寄付
・県および県内市町の寄付共同受入窓口の開設【２０年度～】

４ 担当部署

観光営業部ふるさと営業課、総務部税務課

「ふるさと納税」制度の改善

現行

○給与所得者は確定申告で寄付金控除

○個人住民税の特例控除額の上限が個人住民税所得割の１割

提案

○給与所得者は年末調整で寄付金控除

○個人住民税の特例控除額の上限である個人住民税所得割の１割を引上げ

寄付したいけどなあ・・・

・サラリーマンなので、確定申告が面倒

・個人住民税の特例控除額の上限があるので、あまり寄付できない

これなら、負担を気にせずふるさとへの想いを形にしやすいよ！

寄付件数・金額の増大

ふるさとの活性化

- 教育振興
- 文化振興
- 福祉向上
- まちづくり

地方の宝の流出阻止

文部科学省、財務省

１ 提 案

地方の文化財は、出土、製作された地元で保管、展示されてこそ、当該文化財に関わる物語とともに引き継ぐことができ、地方における観光資源の目玉ともなる。
地方で育った文化財の流出を防ぎ、当該文化財の由来する地方の宝として継承していくため、以下の措置を講じること。

地方自治体により文化財として指定された美術工芸品を地方自治体が買い取る場合、国や地方自治体等が重要文化財を買い取る場合などと同様に、譲渡所得に対する所得税の課税について軽減すること。

２ 現状と課題

- 重要文化財を国または地方自治体等に譲渡した場合の譲渡所得は非課税。
- 未指定の文化財は、重要文化財と同様の価値があると認められるものは、国等に譲渡した場合のみ、譲渡所得の２分の１が控除されるが、地方に譲渡した場合にはこうした優遇措置がなく、不利な状況。
- 近年の景気低迷の長期化などから、地方自治体が指定する文化財が転売により県外へ流出する事例が全国で見られ、本県においても同様の事例が危惧されている。
- 地方自治体が指定する文化財を県内にとどめ、保護するためには、地方自治体による文化財の買取りが避けられないケースもあるが、税制面での優遇措置の有無が買取の成否に影響する状況が生じている。

３ 担当部署

教育庁文化課

地方の文化財を地域の宝として継承するために

〔文化財保護に関する税制優遇措置〕

種類	指定者	譲渡先	措置内容 （所得税、住民税）
重要文化財	国	国 国立美術館等 地方自治体	非課税
重要有形民俗文化 重要文化財に準じる文化財 （文化庁が設置する鑑査会議により判断される）	国	国 国立美術館等	½課税
		地方自治体	***なし***
県指定有形文化財	地方自治体	全て	***なし***

国等への譲渡と同等の措置を取ることにより、地域に縁の文化資料は市民の共有財産として保全が図られるとともに、有意義に活かすことが可能となる

〔県指定有形文化財の譲渡事例〕

○「紙本金地著色　南蛮屏風世界図・日本図（65,000千円）」のケース（計算例）

譲渡人への所得税　9,454千円（県の譲渡　：優遇制度なし）

〃　2,954千円（国への譲渡：優遇制度が適用）

差額　6,500千円（地方公共団体の取得が不利）

*県の譲渡 ｛ 65,000千円 －（65,000千円＊5%）－500千円｝*1/2*40%－2,796千円

*国の譲渡 ｛(65,000千円***1/2**) －（65,000千円＊5%）－500千円｝*1/2*40%－2,796千円

（所得）　（取得費＝所得*5%）　（特別控除）　（税率）（修理費等）

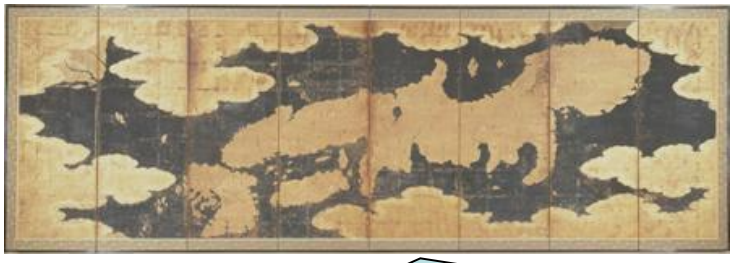

本屏風は、安土桃山時代（16世紀）につくられたもので、南蛮船も入港していた本県の小浜に伝来したものである。港町として繁栄した当時の小浜の姿を物語る資料として、県民や観光客の目に触れられ親しまれている。

ふるさとを支えるグローバル人材の育成
～ふるさと貢献留学生と外国人留学生の地方枠の創設～

文部科学省

１ 提 案

（１）ふるさと貢献留学生枠の創設

日本学生支援機構が行う留学生交流支援制度に、地方自治体が留学生を推薦する「ふるさと貢献留学生枠」を創設すること。

【ふるさと貢献留学生】
・地方企業や地方の自治体に留学経験のある学生が定着することが狙い。
・１～２年の留学後、推薦元の地方に所在する企業や自治体に就職して一定期間就業した場合には留学経費の返還を不要とする

（２）外国人留学生の地方受入枠の創設

地方大学における外国人留学生を増やし、国際交流を一層推進するため、日本政府の国費留学生制度に「地方大学留学生枠」を創設すること。

２ 現状と課題

● 日本人学生の内向き志向は強くなっており、海外への留学生は減少傾向
（2004年 82,945人→2008年 66,833人【OECD等統計】）

● 地方でもグローバル社会への対応に迫られており、グローバルな視野とネットワークを有する人材の育成・確保は不可欠。

● 日本学生支援機構の留学生交流支援制度（長期派遣）は、主に教育研究者養成を目的としているため、地方大学の学生からの応募は少なく、地方で活躍する人材育成に結びついていない。

（留学生交流支援制度（長期派遣）
対象者：海外修士または博士の学位取得のための留学希望者
タイプ：給付型
期　間：単年度（修士は2年、博士は3年を上限に更新可能））

● 地方大学における国費留学生を増加させ、地方大学での国際交流を推進することが必要。〔国費留学生数：全国12,074名、本県39名（平成22年度〕
※全国のデータは、予算上の奨学金給付対象者数。

３ 担当部署

総務部大学・私学振興課、総合政策部政策推進課

ふるさと貢献留学生枠のイメージ図

大学生（A県内の大学生または
A県以外の大学に在学するA県
出身大学生）

海外の大学・
大学院

日本学生支援機構

③ 奨学金貸与

④ 海外留学
（1～2年）

⑦－a 奨学金返還免除

⑤ 帰国

⑦－b 奨学金返還

① 奨学金貸与申請

⑥－a A県で就職・地域貢献

⑥－b
A県以外で就職

A県

A県以外
（国外含む）

② 推薦書を添付して進達
（各県5名程度）

ふるさと移転支援制度の創設

内閣府

１ 提 案

東日本大震災の被災地では、優れた技術・技能を持つ農業生産者や技術者などが「ふるさと」の地を離れ、集団移転を考える事例が出てきている。

こうした方々が再び「ふるさと」に戻るまでの間、その技術や技能が維持、向上されるよう、移転先において技術を活かした生活再建を支援する制度を創設すること。

２ 現状と課題

● 被災地においては、復興特区の活用などにより、一日も早い地域の復興が必要

● 土地や施設、設備など、生産基盤の確保に時間を要する場合に、地域で培われた産業、農林水産業の技術を絶やすことなく継続することが必要

・沿岸の農地では、津波により土壌に塩水が浸透しており、水を排出するなどで土地を回復させるのに３年程度を要する箇所がある。

● 被災された方々の移転先では、「被災された方々に着目した技術の復興」支援策も必要

● 移転先では、移転者の有する高い技術や技能を学び、新しい「後継者」が育つ可能性や、移転先の技術とのコラボレーションにより、新しい技術や技能が芽生える可能性もある。

【ふるさと移転支援制度の例】

【国の施策例】

○集団移住者に対する税制上の減免措置

○移転先における正業再開を資金面で後押し

・金融機関の融資に対する保証

【地方の施策例】

○空き工場等の生産設備の斡旋、提供

○コミュニテイ単位で移住する方々に対して提供する空き家等の改修費用支援

○就農支援

○試験研究機関の技術支援

３ 担当部署

総合政策部政策推進課

重　点　事　項

- ❒ 産業･雇用
- ❒ 農林水産業
- ❒ 教　育
- ❒ 子育て支援
- ❒ 医療･福祉
- ❒ 安全･安心
- ❒ 環　境
- ❒ 生活基盤

産業・雇用

経済産業省

１　提案

■ **中小繊維関連企業の海外販路開拓支援**

技術力や機能性では優れているが、知名度の不足等により新興国での販路開拓が不利な立場にある国内繊維産地の中小企業を支援する施策を講じること。

① 日本の中小企業の優れた技術力を発揮した最終製品、素材製品を海外市場へ訴求する認証制度の創設
② 国内中小企業を集めた新興国での展示会の継続的な開催
③ 海外メーカー、デザイナー等と連携した製品開発への支援

２　現状と課題

● 国内有数の繊維産地である北陸地方では、３県の産地が一体となり、高付加価値品の需要拡大が見込まれる中国、ロシア等で、商談会の開催など積極的な海外販路開拓への取り組みが生まれている

● しかし、テキスタイルなどの素材分野は、技術や機能面で優れていても、取引実績がないメーカーに対してその優位性が浸透しづらいため、本格的な受注に結びついていない

● 中小企業が新興国で認知度を高めるためには、各々の営業努力のみでは限界があり、需要地においてスポットでの商談機会の拡大や、技術力の優位性を客観的に訴求できる仕掛けが必要である

●また、新興国が自動車やアパレルなどの成長分野において自主ブランド育成を強化していることや、マーケットの嗜好に合致した製品づくりが求められるため、国内中小企業と新興国の地元メーカー等との協業による製品開発、市場開拓を促進することが有効

３ 担当部署

産業労働部地域産業・技術振興課

産業･雇用

１ 提 案

財務省、総務省、国土交通省、農林水産省

■ 地域経済対策について

（１）経済対策の実施

経済雇用情勢は、持ち直しの動きが見られたものの、今回の東日本大震災の影響により、弱い動きとなっていることから、地方の経済情勢に十分留意して、基金事業の継続および機動的かつ十分な経済対策を講じること。

（２）国発注事業における県内建設業者への発注の促進

地域経済の効果的な活性化のため、工事の発注に当たっては、県内建設業者の受注機会の増大および早期発注を進めること。

２ 現状と課題

（１）経済対策の実施

- 景気の先行きについては、当面、東日本大震災の影響から弱い動きが続くと見込まれる
- 本県では、平成２０年度秋から経済・雇用対策を進め、これまで予算規模１，５００億円、事業規模３，５００億円を実施
- 積極的な経済・雇用対策により、２３年１月に本県だけが「求人倍率１倍」を回復
- 国からの交付金による基金事業が２３年度でほぼ終了

（２）国発注事業における県内建設業者への発注促進

- 国発注工事の県内建設業者の受注率（金額ベース）

	平成22年度	平成21年度
国土交通省	49%(45億円/ 91億円)	48%
農林水産省	67%(12億円/ 18億円)	11%

- 分離・分割発注の促進、入札参加条件における県内を対象とした地域要件の設定、総合評価落札方式における地域貢献度・地域精通度等に対する加算点の引上げなど、県内建設業者の受注機会の増大に努めることが必要

３ 担当部署

総務部財務企画課、土木部土木管理課、農林水産部農村振興課

農林水産業

農林水産省

１ 提 案

■ 農家が将来への不安なく農業に取り組める環境の整備

・　環太平洋連携協定（ＴＰＰ）については、参加を前提とすることなく農業の再生強化を目指した幅広い議論を行うこと。

■ 農業者が意欲を持てる戸別所得補償制度の実施

・　農業者の所得が安定する制度として長期に継続し、意欲を持って水田営農に取り組めるよう、国は責任を持って、国民の理解促進に努め、必要な財源を確保すること。
・　米と同様に、麦・大豆・そば等についても販売価格が下落した場合、価格変動を補てんする制度を創設すること。
・　「産地資金」については、地域特産物の産地化を推進するため、交付単価の設定など地域の裁量が十分反映できる仕組みを継続して実施すること。

■ かんがい排水事業等の円滑な推進

・　国営かんがい排水事業「九頭竜川下流地区」の平成２８年春の全区域での通水に向けて、確実に事業を推進すること。
・　国営事業と一体的に整備を進めている関連県営事業に必要となる予算を確保すること。
・　老朽化した基幹的水利施設等について、長寿命化や自然災害への対策等、ストックマネジメントによる戦略的な保全管理に必要な予算を確保すること。
・　戦略作物等の生産拡大のため、排水不良の解消などの条件整備に必要な予算を確保すること。

■ 農地･水保全管理支払制度の継続および推進

・　農村地域における農地・農業用水等の資源の保全管理強化と地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たす地域共同活動への支援制度を平成２４年度以降も継続すること。
・　老朽化が進む農業用用排水路などの地域ぐるみによる長寿命化対策のための十分な予算を確保すること。

■ 国営造成施設の保全管理の強化

・　国から管理委託された基幹水利施設の適切な管理と突発的な事故等に緊急に対処できるよう、国営造成施設の保全管理にかかる支援を強化すること。

２ 現状と課題

■ 農家が将来への不安なく農業に取り組める環境の整備

● 本県は、農業産出額の７割を米が占める稲作県であり、ＴＰＰへの参加については、多くの農家が今後の営農に大きな不安を抱えている。

■ 農業者が意欲を持てる戸別所得補償制度の実施

● 農業経営の安定と国内生産力の確保のために、長期的に経営を支える制度として、頻繁に変更せずに定着させることが重要
● 平成２２年度のモデル対策において、本県の生産数量目標面積に対する加入の割合は９６％（全国第４位）
● そばについては、価格変動を補てんする制度がなく、麦、大豆については現行の水田経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）を戸別所得補償制度に統合し、価格下落分を補てんする仕組みが必要
● 水田を活用して、サトイモやスイセンなどの産地化を推進しており、平成２３年度も産地資金制度を活用し、地域特産作物の作付拡大を図る予定
● 平成２４年度に向けて、「産地資金」の配分・運用方法等、制度全体を見直すこととされており、産地の維持発展が図れるか不安

■ かんがい排水事業等の円滑な推進

● 九頭竜川下流域における塩害や用水不足などを解消するため、平成２８年春からの用水供給を目指し、国営かんがい排水事業とともに、関連する県営土地改良事業を重点的に推進
● 国の平成２３年度の農業農村整備事業予算は昨年度と同額で、対平成２１年度予算額で約３６．９％と引き続き厳しい状況
● 本県では、昭和３０年代から全国に先駆けて農業生産基盤の整備を積極的に進め、圃場整備率は全国トップクラスであるが、施設の老朽化が進行しており、災害・事故発生のリスク管理を行いつつ、ストックマネジメントによる戦略的な保全管理が必要

圃場整備率（A≧30a）	S43	S53	S63	H10	H20
福井県	16.0%	57.4%	79.1%	84.6%	86.5%
全国平均（福井県調べ）	9.5%	31.9%	48.6%	59.2%	61.3%

基幹水利施設	総量	耐用年数超過施設	超過率
揚排水機場（箇所）	162	114	70.4%

● 農地等の持つ自然災害から地域を守る多面的機能を適切に発揮する観点からも、施設の適切な保全管理が重要

■ **農地･水保全管理支払制度の継続および推進**

- ● 当制度は、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る「農地・水・環境保全向上対策」として平成１９年度から実施（実施期間：平成１９年度～平成２３年度）
- ● 本県の共同活動の取組率が全国第１位と、地域においては制度を有効に活用し地域コミュニティの活性化を図っており、当制度の継続を強く要望
- ● 県内の圃場整備事業等で整備した末端水利施設については約６割が耐用年数を超えており、施設の適切な保全管理が必要
- ● 共同活動支援により、地域における農地・農業用施設の保全管理体制が強化された。
- ● 地域が主体となり、創意工夫を活かしながら、快適で安全安心な農村生活を実現するために当制度の継続は必要
- ● 新規拡充した農地周りの農業用施設の長寿命化対策のための向上活動支援については、現在取り組んでいる活動地域の約７割が要望

＜本県での実施状況＞

平成２２年度

・実施数　６７０組織　９０６集落（県内農村集落数１，８２６）

取組面積（ha）	取組率（%）	農用地面積(ha)
２６，３７３	６４．３%	４１，０００

・当制度は県下１７市町すべてにおいて実施

・実施額　1,080百万円　財源内訳：国1/2、県1/4、市町1/4

■ **国営造成施設の保全管理の強化**

- ● 国営造成水利施設の管理は、広く公共性・公益性・防災性に配慮した複雑かつ高度な技術が求められており、適切な管理のためのきめ細やかな支援のための各種制度の拡充が必要
- ● 『基幹水利施設管理事業』の助成により適切に保全管理を行っているが、施設の突発的な事故等への支援強化が必要
- ● 施設の老朽化による点検・補修事業等の増加により、近年、維持管理への負担が増大
- ● 本年度、国において『国営施設機能保全事業』が創設されたが、受益面積要件にかかわらず、すべての基幹的国営造成水利施設の長寿命化対策が必要

３ 本県独自の取組み

■ **かんがい排水事業等の円滑な推進**

- ● 国と県が共同して国営事業の事業管理とコスト縮減を進めるため「事業管理・コスト縮減検討会議」を設置（平成２０年４月）

４ 担当部署

農林水産部政策推進グループ、水田農業経営課、
農村振興課、農地保全活用課

農林水産業

農林水産省

１ 提 案

■ 鳥獣害対策の充実

鳥獣被害防止総合対策交付金について、市町が計画的に対策を講じ、着実に被害が削減できるよう必要な予算額を確保すること。

鳥獣害対策技術の調査・研究に対する技術的・財政的支援を講じること。

２ 現状と課題

- 本県における鳥獣による農作物被害は、イノシシによる被害は県下全域、シカによる被害は滋賀県と隣接する嶺南地域を中心に発生し、嶺北地域に拡大傾向
- 鳥獣害は農林業の被害だけでなく、イノシシおよびシカと車の衝突事故が頻繁に発生
- 本年度の鳥獣被害防止総合対策交付金の予算額は１１３億円。このうち１００億円については緊急対策枠として本年度限り
- 本県への配分額は、要望の５３％
（要望額１，７００百万円、配分額９０２百万円）

３ 本県独自の取組み

- 日本まんなか共和国の４県（福井、岐阜、三重、滋賀）が共同研究会を設置し、連携して効果的な対策の検討、実施
- 山ぎわの間伐と除間伐材を利用した障害物設置による緩衝帯の整備

４ 担当部署

農林水産部農林水産振興課

農林水産業

経済産業省、農林水産省、総務省

１ 提 案

■ 木質バイオマスの利用拡大

木質バイオマスの混焼発電が促進されるよう、現行のＲＰＳ法で定める、新エネルギーから発電される電気利用の義務規定を存続すること。

■ 外国資本等による森林買収の規制等に関する法整備

国土の保全の観点から、外国資本等による森林買収を規制、監視していくための法整備に取り組むこと。

■ 林業公社の経営改善

（１）森林整備に要する公社負担のゼロ化

今後の借入金累増を防ぐため、間伐や路網整備などの森林整備を自己負担なしで実施できるよう、森林整備補助制度の拡充を図ること。

（２）将来の利子負担解消のための金融措置

毎年の債務累増の要因となっている利子負担を解消するため利子助成制度を創設すること。

（３）県の無利子貸付等に係る支援措置の強化

県の無利子貸付等に対する特別交付税措置については、算入率を引き上げること。

２ 現状と課題

■ 木質バイオマスの利用拡大

- 本県では、平成２２年度に「福井県木質バイオマス利用研究会」において、県内の森林・木材資源の利用策を検討し、多目的利用の促進による利用拡大と、山村地域の活性化、森林・林業の再生を目指している。
- 特に、サーマル（燃料）利用については、地球温暖化防止の観点からも積極的な推進が必要であり、木質ペレットストーブやボイラーの普及、さらには、発電所での石炭との混焼利用を進めている。
- 今後、新エネルギーから発電される電気の利用を義務規定するＲＰＳ法が廃止された場合、電気事業者による木質バイオマスの利用減少が懸念

■ 外国資本等による森林買収の規制等に関する法整備

- 外国人や外国法人の土地取得を規制する法律として大正１４年に制定された外国人土地法では、政令が制定されておらず、外国人の土地所有を制限できない。

● 森林の売買については、事前の届出義務や審査がなく、取引情報の監視が困難
● 河川の上流域等の水源地域において、外国資本等による森林買収が増加していけば、森林の適切な管理がなされないことなどが危惧され、水資源の確保・保全や良好な環境づくりに大きく影響

■ 林業公社の経営改善

● 労働費の高騰や金利の上昇等により事業費が嵩み、林業公社の借入規模が増大しており、また、木材価格の下落により、最終的な債務の完済が困難な見通し
● 国は、林業公社の経営対策に対する支援として、第三セクター等改革推進債などを措置しているが、債務問題の解決には国のさらなる支援措置が必要

３ 本県独自の取組み

■ 木質バイオマスの利用拡大

● 木質バイオマス利用実態調査・木質バイオマス利用研究会の実施（平成22年度）

■ 外国資本等による森林買収の規制等に関する法整備

● 県・市町・関係団体からなる「外国資本等による森林買収に関する連絡協議会」による情報収集体制を強化

■ 林業公社の経営改善

● 県貸付金の無利子化（平成12年度～）
● 日本政策金融公庫からの高金利借入金の借換など（平成11～19年度）
・低利な公庫資金への借換
・低利な市中金融機関資金を活用した繰上償還
● 「あり方検討委員会」の設置（平成22年度～23年度）
法律、経営、森林政策等の専門家による検討委員会を設置して、平成２３年１１月を目途に、今後のあり方や方向性について幅広く検討

４ 担当部署

農林水産部県産材活用課、森づくり課

農林水産業

農林水産省

１ 提 案

■ 漁業経営対策の充実･強化

（１）資源管理・漁業所得補償対策等について

漁業用燃油価格安定（セーフティーネット）対策については、国の積立額を増加し、漁業者への補てん額の増加を図るとともに、漁業用燃油に係る免税措置等を継続すること。

また、漁業共済制度については、補償対象の拡大などの制度改正により、加入促進対策を講じること。

（２）大型クラゲ対策について

日中韓３国が連携した、大型クラゲ発生源水域での調査と抜本的な大量発生防止対策を講じること。

２ 現状と課題

（１）資源管理・漁業所得補償対策について

- 漁業用Ａ重油は、平成１１年６月に３２．９円／ℓであったが、本年６月には約８０円と、２倍以上に高騰
- 現在、漁業用Ａ重油は、２，０４０円/kℓ、軽油は３２，１００円/kℓが免税となっているが、その適用期間は平成２４年３月末まで
- 本県では、共済対象魚種の制約(ウニ漁業、トラフグ当歳魚養殖が対象外)から、零細漁業を中心に加入が進んでいない。

（２）大型クラゲ対策について

- 大量発生、漂着により定置網等の操業時期切上げ、漁獲量の減少等漁業経営への影響が深刻

３ 本県独自の取組み

・燃油高騰により影響を受けている漁業者に低利資金を融資(末端金利１％)
・鮮度管理等の地魚の商品力アップや直販事業への支援による販売力や漁業経営を強化
・大型クラゲの駆除支援や低利資金を融資(末端金利１％)

４ 担当部署

農林水産部水産課

教　育

文部科学省

１ 提 案

■　教育環境の充実

（１）公立学校の学級編制標準の見直し

　計画的に標準法上の学級編制標準を引き下げ、地方負担の軽減を図るとともに、加配教員数を維持すること。

（２）学級編制の弾力化維持

　学級編制標準の引下げに当たっては、県独自の弾力的な編制ができるように、国の財政負担による加配教職員定数の拡充を行うとともに、退職教員や経験豊かな社会人を学校に配置する場合の、地方の財政負担を軽減すること。

（３）小規模校による合同授業の促進

　複数の小規模校による効果的な共同授業の実施方法の研究や、学校間の連絡調整を行う教員の負担軽減および生徒の学校間の移動に要する費用等に対して支援すること。

（４）学校教育に対する多様な課題に関する対応

　新学習指導要領に基づく各地域・学校の実情に即した特色あるカリキュラム開発や、国際化・情報化に対する対応など、学校教育に対する多様な要求に応える指導主事の配置を充実できるよう、必要な財源措置を図ること。

（５）高校再編への対応

　再編を伴う学科の見直しにより、再編前後の学科が混在する期間について、授業の実施を円滑に行うため、教員を加配すること。

　また、再編により必要となる施設・設備整備に対して、補助率や補助単価の嵩上げを行うこと。

２ 現状と課題

（１）、（２）公立学校の学級編制標準

<table>
<tr><th colspan="2">学年</th><th>国の学級
編制標準</th><th colspan="2">福井県の学級編制基準
（新笑顔プラン）</th><th>22年度実施内容</th></tr>
<tr><td rowspan="5">小学校</td><td>1年</td><td>35人</td><td>35人</td><td rowspan="2">非常勤講師の配置
ボランティアの導入</td><td rowspan="2">非常勤講師　160人
ボランティア　5，500人</td></tr>
<tr><td>2年</td><td rowspan="6">40人</td><td>40人</td></tr>
<tr><td>3、4年</td><td>40人</td><td rowspan="2">T･T、少人数指導の強化</td><td rowspan="4">教員加配　444人
うち（国）300人
（県）144人</td></tr>
<tr><td>5、6年</td><td>36人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中学校</td><td>1年</td><td colspan="2">30人</td></tr>
<tr><td>2、3年</td><td colspan="2">32人</td></tr>
</table>

- 国において、加配教職員定数の措置を実施しているが不十分
  また、平成２３年度から退職教員等人材活用事業が廃止されている
- 中学校卒業者数の減少により、学科を問わず４０人の学級編制が困難
- 国の標準に基づく教員数で少人数学級編制を行うと、教員一人当たりの授業時間数が増加し、生徒一人ひとりに対する学習指導や、授業研究に十分な時間がとれないおそれ

（３）小規模校による合同授業の促進

- １校当たりの学級数が６以下の小学校１０３校（全２０２校）
  １校当たりの学級数が３以下の中学校　１５校（全　７６校）
  ※Ｈ２３．４．１現在　　（うち分校２）　（うち分校２）
- 小規模学校において児童生徒の社会性や競争力を高めるため、小規模学校同士が合同して、多人数による授業を実施することも効果的であるが、学校ごとの教科の進度の調整や、生徒の移動手段の確保等が課題

（４）学校教育に対する多様な課題に関する対応

- 国庫負担による指導主事の数は、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めることとなっているが、本県の指導主事の数は年々減少
  ※H14：18人　→　H23:15人　（県、市町の教育委員会の計）
- 小学校での外国語教育やICTを活用した授業の導入が全国的に進んでいるが、新しいカリキュラムに対応できる指導主事がいない。
  ※本県の状況：教員用パソコンについては一人１台、電子黒板については延べ約４百台（H22.3.31末現在）まで普及
- 白川文字学を活用した漢字学習など、地域独自の特色あるカリキュラムによる教育も求められており、指導主事の配置の充実が求められる

（５）高校再編への対応

● 高校再編に伴う学科の見直しにより、再編直後の高校には、再編後の新学科で学ぶ１年生と、再編前の旧学科で学ぶ２、３年生が混在。再編後２年間について、教員の加配が必要。

● 学科の見直し

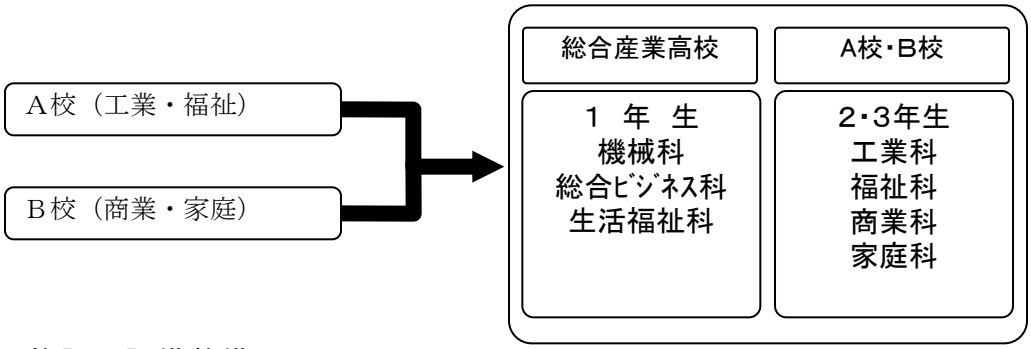

● 施設・設備整備

・現在の産業教育を行う学校施設整備の補助

補助率：１／３

実勢単価が約２５０千円／㎡に対して補助単価が１５６千円／㎡

３ 本県独自の取組み

（１）、（２）小中学校の学級編制基準

●少人数学級編制について、「元気福井っ子新笑顔プラン」を実施

小学５、６年生　４０人→３６人

中学１年生　　４０人→３０人、中学２、３年生　４０人→３２人

４ 担当部署

教育庁義務教育課、高校教育課、学校教育振興課

教　育

文部科学省

１ 提 案

■　新しい時代に対応した教育の充実

（１）道徳教育をはじめとする心の教育の充実

道徳の時間を要とし、教育活動全体を通じて、豊かな心を育む教育が、小学校低学年から発達段階に応じて一層推進されるよう、新学習指導要領に対応した「心のノート」配布をはじめとする施策の充実を図ること。

（２）サイエンス教育の充実

児童・生徒の理科、算数・数学に対する興味や関心を高め、学力の向上を目指す地方の特色あるサイエンス教育事業に対して、支援すること。

（３）英語教育の充実

英会話力を高める教育を進めるため、教員の語学研修、小学校における外国語指導助手（ＡＬＴ）や地域人材の活用に向けた支援を拡充すること。

また、小中学校および高校における、英語の音声教材開発や英会話番組等の授業への導入に対して支援すること。

（４）職業系高校教員の資質向上

職業系高校の教員が新しい時代に対応した教育を行うため、最新技術の習得等、資質向上に必要な研修に対する支援制度を創設すること。

（５）水産高校の遠洋航海実習の見直し

遠洋航海実習について、全国の水産高校を対象として、水産系大学の協力により、船舶運航に関する専門知識・技能を修得可能な多様なプログラムを有し、多くの生徒同士が交流を深めることが可能な実習体制を設けること。

２ 現状と課題

(1)道徳教育をはじめとする心の教育の充実

●　新学習指導要領において、学校の教育活動の中で、法やルールの意義やそれを遵守することの意味を理解して、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育成することが重視されている。

（２）英語教育の充実

● 平成２３年度から小学校５，６年において英語教育が必修化
※本県は２０年度から段階的に小学校外国語活動時間を増加
２０年度：２０時間、２１年度：２５時間、２２年度：３０時間

● 本県の小学校でのＡＬＴの活動は、中学校配置のＡＬＴによる巡回訪問指導のみ（学期ごとに1回程度）

・県内のＡＬＴ配置の推移（人）

	20年度	21年度	22年度
中学校	50	48	48
高 校	37	34	34

※このほかに市町が独自に配置しているＡＬＴあり。

・ＡＬＴの配置に対する交付税措置
ＡＬＴ　１人当たり５９０万円
（２０％分　単位費用（測定単位　人口）　８０％　密度補正）

● ＮＨＫの「英語ルーキーＧＡＢＢＹ」や「えいごリアン」などの番組は短いコーナーに分かれており、授業に活用しやすい。こうしたＮＨＫの番組や大学入試センター試験のリスニング問題は、英語を聞く・話す能力を高める教材として有効

（２）サイエンス教育の充実

● 高度な「ものづくり」技術の確保のためには、理数教科能力を高めることが必要

● 本県では、小中高の各段階において児童生徒に科学への関心を起こすため様々な事業を実施
・放課後生活において遊びを交えた科学実験を実施するための出前実験室
・全国や世界に通じる応用力と実践力を伸ばすための「ふくい理数グランプリ」

（３）職業系高校教員の資質向上

● 産業界の技術進展や職業系高校再編による新学科創設に対応する技術を習得するための教員研修が必要

（４）水産高校の遠洋航海実習の見直し

● 小浜水産高校では、実習船を海洋科学科・専攻科の生徒が使用。

● 小浜水産高校への入学者は８０名程度であり、専攻科では１～５名。少数の生徒に対して多額の購入費・維持管理費を遠洋航海実習船に費やす結果となっている。

３ 担当部署

教育庁義務教育課、高校教育課

教　育

文部科学省

１ 提 案

■　きめ細かな教育環境の整備

（１）全校を対象とした全国学力・学習状況調査の実施

全国学力・学習状況調査について、全ての児童生徒が調査結果をもとにした学習改善の効果を受けることができるよう、国の費用負担により、全ての小中学校を対象とする調査に戻すこと。

（２）大学入試センター試験敦賀試験会場の新設

受験条件の公平化を図るために、新試験場設置の基準を緩和し、敦賀市内に試験場を新設すること。

２ 現状と課題

（１）全校を対象とした全国学力・学習状況調査の実施

- 学力・学習調査の実施により、各児童生徒の学力や各学校の学力状況を把握することができ、この結果をもとにきめ細かな指導が可能。
- 本県では国の抽出校以外の全小中学校が希望利用しているが、採点や集計等の事務は県が負担
- 全国の参加率は７４％であり、自治体の財政力により受験できない児童生徒が生ずることは不公平

（２）大学入試センター試験敦賀試験会場の新設

- 現在、敦賀地区の高校生は福井市内の福井大学で受験。天候不順等が懸念されるため、ほとんどの生徒が前日から福井市内に宿泊しており、受験生の心理的負担および保護者の経済的負担となっており不公平。

３ 本県独自の取組み

（１）全校を対象とした全国学力・学習状況調査の実施

- 全国学力・学習状況調査に県内すべての学校が参加。参加希望校分の採点・集計・分析についても学校現場の負担軽減のため県が一括して実施

４ 担当部署

教育庁義務教育課、高校教育課

教　育

文部科学省

１ 提 案

■　国立大学運営交付金等の確保

（１）地方国立大学法人の運営交付金等の確保

福井大学が地域社会で果たしている役割や大都市圏にある大学に比べ財政基盤が脆弱な地方大学に十分配慮し、教育および研究機能の充実に必要な額を確保すること。

（２）私立大学等経常費補助金の確保

私立大学等の個性・特色を活かした教育研究の質の向上、経営の健全性の向上等を図るため、私立大学等経常費補助金について必要な額を確保すること。

２ 現状と課題

●福井大学は、福井県の教員数の４割、医師数の３割、エンジニア・科学研究者の４割を輩出するなど本県地域社会で大きな役割。

●平成２３年度予算案で国立大学の運営交付金については前年度並みの額が確保されたが、今後、さらに質の高い教育を実施するため、地方国立大学の合理化が推進される見込みであり、２４年度以降の運営交付金を含む基盤的経費の確保については予断を許さない状況。

●外部資金獲得が難しい地方の国立大学や私立大学は特に厳しい状況。

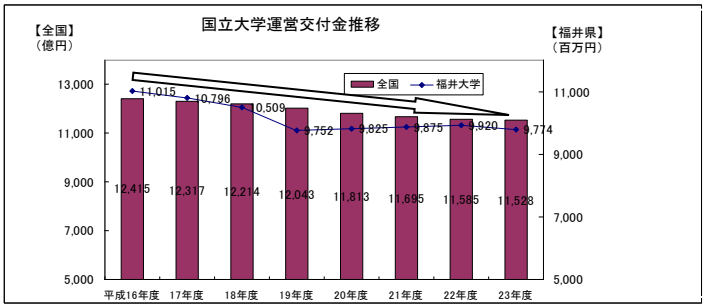

法人化した平成16年度以降、福井大学の運営交付金は、約12億円減少している。
（全国では、約887億円減少）
私立大学等経常費補助金は、平成18年度からの5年間で全国では約103億円削減。

３ 本県独自の取組み

●　**県独自の私立大学への補助**

福井県私立大学教育振興補助金を設け、新増設後完成年度を経過していない大学の人件費や教育研究費の１／２を、また、新増設後10年を経過していない大学に対しては、管理経費や設備関係経費の１／２を補助。

４ 担当部署

総務部大学・私学振興課

教　育

文部科学省

１ 提 案

■　私立高校に通う低所得世帯への支援

（１）高等学校等就学支援金の低所得加算の拡充等

私立高校の役割や授業料等負担の現状を踏まえ、加算する対象者・額の拡充や授業料以外の支援対象の拡大を図ること。

（２）高等学校修学支援基金の積み増し等

各県の独自の授業料等減免制度に対する財源措置として、同基金への積み増しと期間の延長を行うこと。

２ 現状と課題

● 私立高校には、本県高校生の約１／４が在籍している。

● 私立高校生徒は、公立高校とは異なり、授業料以外に、特別授業料、実験実習費、施設設備費等を負担しており（本県平均で約３６万円）、国の支援金を除いても、約１２～２４万円の負担が残る。

● 高等学校等就学支援金の趣旨に鑑み、私立学校等に通う低所得世帯の生徒へのさらなる負担軽減が必要である。

● 公立高校においては、生徒からの申請書受理業務がまったく無いのに比べ、申請者、私立高校の事務処理負担が大きい。

● 本県の高等学校修学支援基金は、平成２３年度に残高０となる見込みである。国は同基金を都道府県の授業料減免制度の財源措置と位置付けている。

３ 本県独自の取組み

● **県独自の授業料等の減免補助事業の実施**

低所得世帯の生徒に対する授業料・入学金・特別授業料等の減免を行う私立高校、専修学校（高等課程）に対し独自に助成。

４ 担当部署

総務部大学・私学振興課

教　育

文部科学省

１ 提 案

■ ユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載提案

本県の重要無形民俗文化財について、その知名度をさらに高め、将来への継承を図るため、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表への記載を早期に提案すること。

２ 現状と課題

● 本県の「水海の田楽能舞」、「睦月神事」は全国でも最も早い時期に重要無形民俗文化財指定を受けており、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表への早期記載の提案を求める。

本県における重要無形民俗文化財

名称	管理者	指定年
水海の田楽能舞	水海の田楽能舞保存会	S51
睦月神事	加茂神社睦月神事保存会	S53
敦賀西町の綱引き	夷大黒綱引保存会	S61
越前万歳	越前万歳保存会	H 7
糸崎の仏舞	仏舞保存会	H16

３ 担当部署

教育庁文化課

教 育

文部科学省

１ 提 案

■ 地方の創意工夫を活かす国民体育大会の開催等

（１）国民体育大会（国体）の開催県への財政的な支援

大会運営費、施設整備費に対する支援を充実させること。
本大会に対するスポーツ振興くじ（toto）助成による支援を実施すること。

（２）新しい形での国体の実現

開催県が主体的な運営を行えるよう、開・閉会式の見直しや施設基準の弾力的な運用などの検討を進めること。

魅力ある国体とするため、参加年齢の引き下げや競技方法の標準化などについて、共同主催者３者（文部科学省、(公財)日本体育協会、開催県）による検討を進めること。

（３）開催県における地元選手のレベルアップ支援

国体開催を地方のスポーツ環境の向上につなげるため、指導者育成の支援を充実させること。

また、地方においても国内最高レベルの競技を身近に感じる機会を増やすために、国体開催地における各種全国大会等の誘致・開催の支援を図ること。

２ 現状と課題

（１）国民体育大会（国体）の開催県への財政的な支援

- スポーツの国際化の進展や社会情勢の変化等により、国体への関心の低下や開催県の人的・財政的負担の増大などの課題が顕在化し、大会の充実・活性化と併せ、運営の簡素・効率化の視点に立った改革・改善の議論が活発になってきている。
- 冬季大会については、財政的負担の大きさなどから開催地決定が困難になったため、スポーツ振興くじ（toto）助成による支援が既に実施されているが、本大会については対象とされていない。

（２）新しい形での国体の実現

- 国体開催に関する事項は、(公財)日本体育協会が作成した「国体開催基準要項」で一律に定められており、開催県の自主性・独自性が十分に発揮しにくい状況である。

（３）国体開催県における地元選手の活躍

● 子ども達がスポーツに取り組む姿勢や競技力を向上させるには、トップレベルの競技を身近に感じることや、高い資質を持つ指導者に拠るところが大きいが、地方現場では、「観る」「習う」機会が少ない。

● 国体開催県におけるスポーツの振興は、子ども達のスポーツへの関心と地域におけるスポーツ参加率を高めていくこととなり、都道府県を持ち回りで行う国民体育大会の意義と役割を高めるものとなる。

３ 本県独自の取組み

● 本県における国体開催の基本指針である「福井国体ビジョン」に基づき、今後、「新しい形での国体」を実現するための施策を具体化していく。

４ 担当部署

教育庁スポーツ保健課

子育て支援

厚生労働省、文部科学省、内閣府

１ 提 案

■ 子育て環境の充実

（１）こども園（仮称）における幼児教育・保育の質向上

国の予算措置を講じたうえで、十分な人員配置基準を設定するとともに、職員研修の義務付けを行うこと。

（２）保育施設整備への支援

保育施設等の整備については、安心こども基金終了後の制度概要を早期に示し、引き続き十分な予算を確保すること。

（３）「子ども教室」と「児童クラブ」との制度の一元化

「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の制度を一元化し、すべての子どもが安心して放課後を過ごせる環境を整えること。

（４）放課後児童クラブの補助要件の見直し

特例措置である開所日数２００日以上に対する補助を継続するとともに、開所日数に応じた加算措置を設けること。

２ 現状と課題

（１）子ども園（仮称）における幼児教育、保育の質向上

- 政府は、子ども・子育て新システム検討会議（内閣府）において、幼稚園と保育所の機能を統合した「総合施設（仮称）」を創設し、幼稚園、保育所からの移行を誘導する方針。
- 現行制度での研修の位置づけ

  幼稚園を含む学校の教員について研修の充実を図るべきことが法律上規定されているが（教育基本法第９条）、児童福祉施設最低基準において、保育所職員は必要な知識等の修得に努めることとされているのみ
- 職員配置基準

	（保育所）	（幼稚園）
１・２歳児	６：１	
３歳児	２０：１	１学級３５人
４・５歳児	３０：１	

（２）保育施設整備への支援

- 基金は平成23年度末まで。平成24年度以降の整備費補助は未定。
- 同基金に基づく県内の保育所、認定子ども園の整備状況（見込み）
  平成21年度　7か所（保育所7件）
  平成22年度　17か所（保育所14、認定こども園3件）
  平成23年度　10か所（保育所10件）

（３）「子ども教室」と「児童クラブ」の制度一元化

- 現制度では、家庭環境（留守家庭かどうか）により利用が制限

（４）放課後児童クラブの補助要件

- 放課後児童クラブの補助を受けるには、年間２５０日以上開所することが必要　（現在は特例措置で年間２００日開所となっている。）
- 本県で実施しているクラブのうち特例措置対象となる２５０日未満開所のクラブは３か所
- 放課後児童クラブ補助制度（現行）

  通常分（開所日数250日以上）
  ・事業費（1クラブ当たり）
  1,930千円／年（年間平均児童20～35人）
  3,101千円（36～45人）
  ・開所日数加算
  14千円×（251～300日までの250日を超える日数）

  特例分（開所日数200～249日）
  ・事業費（1クラブ当たり）
  1,859千円／年（年間平均児童数20人以上）

３ 本県独自の取組み

「子ども教室」と「児童クラブ」の制度一元化

- 教育委員会において両制度を一本化し「放課後子どもクラブ」として実施。
  大野市５か所、勝山市１０か所、南越前町４か所において、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的運営を実施

４ 担当部署

健康福祉部子ども家庭課、教育庁義務教育課

子育て支援

内閣府、厚生労働省

１ 提 案

■　子育てする家族への応援の充実

（１）子ども手当の全額国負担

子ども手当の制度設計にあたっては、国と地方による十分な協議を行うとともに、国が全額を負担すること。

（２）「子ども･子育て支援『家族の日』フォーラム」の本県開催

家族や地域の大切さについて理解を深める「子ども･子育て支援『家族の日』フォーラム」を平成２４年度に福井県において開催すること。

（３）妊婦健康診査に係る公費負担の継続

妊婦健康診査に係る公費負担の財源措置について、平成24年度以降も継続すること。

２ 現状と課題

(1)子ども手当の全額国負担

- **平成23年度子ども手当の本県･市町の予算措置額**
  ①県負担分　　１８．８億円、②市町負担分　　１８．８億円
  ③総支給額　１８６．５億円

(2)「子ども･子育て支援『家族の日』フォーラム」の福井県開催

- 内閣府が平成２２年度から開催
  平成２２年度　秋田県開催（H22.11.21（日））
  （H19～H21）子育てを考える「家族・地域のきずな」フォーラム
  H19：富山、茨城、静岡、高知　H20：奈良、岐阜、福島、長崎
  H21：福井、岩手、福岡

(3)妊婦健康診査に係る公費負担の継続

- 平成21年度第２次補正により、妊婦健診に対する公費負担を拡充
- 県安心こども基金を造成し、市町の公費負担の拡充に対し助成
  平成22年度補正予算で妊婦健康診査支援基金を積み増し
  平成23年度については公費負担継続

３ 本県独自の取組み

- 家族時間を伸ばす県民運動
- 放課後活動定休日、家族ふれあいデーの実施

４ 担当部署

健康福祉部子ども家庭課、健康増進課

医療・福祉

厚生労働省

１ 提 案

■ がん対策の推進

（１）がん検診の実態把握

市町が行うがん検診受診状況に加え、職場等で行う検診も含めた地域全体の受診状況を把握する仕組みを国において整備し、その情報を地方自治体に提供すること。

（２）がん検診の受診促進

がん検診推進事業について、平成２４年度以降も継続して実施すること。

（３）子宮頸がん予防ワクチン等の定期接種化

子宮頸がん予防ワクチン等について、早期に予防接種法の定期接種に位置付けること。また、平成２４年度以降、予防接種法に位置付けられるまでの間は、基金事業を継続すること。

（４）陽子線がん治療の医療保険適用

治療費について早期に医療保険を適用するとともに、適正な診療報酬を設定し、その普及促進に努めること。

２ 現状と課題

（１）がん検診の実態把握

- 国のがん対策推進基本計画では「5年以内にがん検診の受診率50%以上」（平成１９年６月）の目標を掲げているが、事業者や健康保険組合、人間ドックによるがん検診の受診状況は未把握（抽出調査に基づく推計のみ）であり、正確な受診状況を把握できる仕組みとなっていない。

（２）がん検診の受診促進

- 一定の年齢の女性に無料クーポン、検診手帳を配布（平成２１年度～）
  (配布人数)子宮がん約２４，０００人、乳がん約２８，０００人
- 補助率　国1/2（市町1/2）
- がん検診推進事業の対象として、大腸がんを追加（平成２３年度～）

（３）子宮頸がん予防ワクチン等の定期接種化

- 平成２１年１０月、厚生労働省厚生科学審議会(感染症分科会)で、子宮頸がん予防ワクチンは、予防接種法の定期接種に急ぎ位置づけるべきとの意見書が出されている。
- 平成２２年度から、国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」により基金を設置し、市町の接種事業に助成（補助率1/2）
  対象ワクチン　子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、
  小児用肺炎球菌ワクチン

（４）陽子線がん治療の普及

● 県立病院陽子線がん治療センターが本年３月７日から治療開始

● 陽子線によるがん治療施設は、現在、全国で本県を含めた６つの施設が稼動中であり、平成２４年度末までには新たに２施設が治療開始予定

● 県立病院陽子線がん治療センターでは、本年6月1日から陽子線がん治療に先進医療が適用され、一部医療保険対象となったが、２４０～２８０万円の治療費は保険対象外のため全額自己負担

※ 保険適用した場合に必要な医療保険概算額（全国ベース）：約３３億円

● 粒子線がん治療の施設運営の課題研究や普及啓発を行うため、平成２１年５月に粒子線治療促進協議会を設置し、これまでも中央社会医療協議会等に対して医療保険適用の要望等を実施

３ 本県独自の取組み

（１）市町、医師会を通して、県内のすべてのがん受診状況について把握

（２）全国で初めて市町の検診料金や受診券を統一し、どこの市町の登録医療機関でも、居住地の市町の発行する受診券を使用してがん検診を受けることが可能。

また、平成22年度から、市町が実施するがん検診への費用について、集団検診に加え個別検診への助成を追加。（平成２２年度～）

補助率1/2（平成23年度予算94,930千円）

４ 担当部署

健康福祉部健康増進課、地域医療課

医療・福祉

厚生労働省、総務省、文部科学省

１ 提 案

■　地域医療を支える医療機関等への支援

（１）自治体病院の健全経営の確保

自治体病院事業の交付税措置を一層充実すること。

（２）医学部の定員増を実施した大学への支援

国の緊急医師確保対策や経済財政改革の基本方針に基づき、臨時的な医学部定員増を実施した大学に対して、定員増に伴い必要となる施設・設備整備について財政支援を実施すること。

２ 現状と課題

（１）自治体病院の健全経営の確保

- 福井県立病院に対する交付税措置額（平成２２年度）　　約２２億円
- 平成２２年度の一般会計繰入金と交付税措置額との差額
  （県費補填分）　　約7億円

（２）医学部の定員増を実施した大学への支援

- 福井大学医学部の定員
  平成２０年度１０名増（福井健康推進枠５名、一般入試（後期）５名）
  平成２１年度にさらに５名増（入学定員１１０名）
  福井大学医学部には講義棟が１棟しかなく、定員増に伴い教室に学生が入り切らず、間仕切りの変更等の改修が必要な状態

３ 担当部署

健康福祉部地域医療課

医療・福祉

厚生労働省

１ 提 案

■ 特定健康診査の実施に対する指導強化

（１）医療保険者に対する指導・監督の強化

特定健康診査について、医療保険者が適切に実施するよう指導監督を強化すること。

（２）全国健康保険協会による未実施事業所の報告

全国健康保険協会が、各事業所による労働安全衛生法に基づく健康診断の実施状況を適切に把握し、未実施事業所を労働局に報告する仕組みを構築すること。

２ 現状と課題

（１）医療保険者に対する指導・監督の強化

● 本県では、県全体の特定健康診査受診率目標（平成２４年度）として、７０％以上と設定

● 目標受診率を達成するためには、県内特定健康診査対象者の４割近くを占める全国健康保険協会の被保険者が確実に受診することが不可欠福井県の主要保険者における特定健診受診状況（平成21年度）

	対象者数(人)	実施者数(人)	受診率(%)
国民健康保険	126, 808	31, 979	25. 2
国保組合	3, 345	664	19. 9
共済組合	19, 667	15, 902	80. 9
健康保険組合	11, 249	8, 446	75. 1
全国健康保険協会	129, 617	44, 744	34. 5
県全体	290, 686	101, 735	35. 0

・全国健康保険協会の被保険者は全対象者の約4割

・県全体の受診率を上げるには全国健康保険協会の受診率を上げる必要

（２）全国健康保険協会による未実施事業所の報告

● 事業所が労働安全衛生法に基づく健康診断を実施し、全国健康保険協会がその結果を受領した場合、特定健康診査を受診したものとみなせることから、労働安全衛生法に基づく健康診断結果を全国健康保険協会が確実に受領できる仕組みづくりが必要

３ 担当部署

健康福祉部健康増進課

医療･福祉

厚生労働省

１ 提 案

■ 介護環境の充実

（１）介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善措置について、平成２４年度以降も維持し、恒久的なものとすること。

また、処遇改善措置の実施に当たっては、保険料ならびに県や市町の負担が増加しないよう財源措置を講じること。

（２）住所地特例の拡大

介護保険制度における住所地特例を、救護施設や知的障害者更生施設等の福祉施設にも拡大すること。

（３）成年後見制度利用支援事業の財源確保

低所得者も成年後見制度が利用できるよう、成年後人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業について、財源の安定確保を図ること。

２ 現状と課題

（１）介護職員の処遇改善

- 平成21年度に介護報酬改定（＋３％）を実施
- 平成21年10月から「介護職員処遇改善交付金」により県に基金を設置し、介護職員1人当たり1.5万円の賃金引上げに相当する額を交付

事業規模	国ベース	約4,000億円
県歳出実績：	平成21年度	3.5億円
	平成22年度	11.3億円
（見込み）	平成23年度	12.7億円

- 交付金は平成23年度に終了
- 国は、平成24年度以降も、介護職員の処遇改善に取り組むことが必要としているが、方法については未定

（２）住所地特例の拡大

- 介護保険施設については、住所を移して介護施設に入所した場合、元の住所地の市町村が保険者（費用負担者）となる「住所地特例」が適用
- 介護保険施設以外については適用がないため、他の市町村の住民を受け入れる福祉施設が多く所在する市町村では、財政負担が増加。

(例)Ａ市の住民が、Ｂ市の救護施設に入所後にＢ市の介護保険施設に移転したとき、救護施設の費用負担は措置権者のＡ市となるが、介護保険施設の費用負担は、救護施設に住居地特例が適用されないためＢ市となる。

【Ａ市】→ 【Ｂ市】→ 【Ｂ市】

在宅 救護施設 介護保険施設

※住所地はそれぞれの市に移すものとする

（3）**成年後見制度利用支援事業の財源確保**

● 現状の国の制度

高齢者対象･･･地域支援事業交付金

任意事業「成年後見制度利用支援事業」

障害者対象･･･市町村地域生活支援事業補助金

相談支援事業「成年後見制度利用支援事業」

● 地域支援事業(包括的支援・任意事業)は事業費の大部分を地域包括支援センターの運営費に充当し、残りの事業費についても要介護者等の見守り・生活支援事業に充てているため、財源的な制限が生じ、市町が成年後見制度利用支援事業に対して消極的にならざるをえない状況。特に低所得者について後見制度が十分に活かされていない。

● 今後、さらに成年後見制度利用支援事業の対象者が増加していくことが見込まれることから、後見制度利用支援に特化した事業を早急に創設することが必要。

● 成年後見制度利用支援事業を、地域支援事業および地域生活支援事業からはずし、障害者も対象とした一体的な助成制度が創設されるべきである。

＜参考＞

○後見人申立て費用

手数料等･･･１～２万円、鑑定料･･･５～１０万円

○後見人等への報酬（県内市町積算額）

5,333円～28,000円／月

３ 担当部署

健康福祉部長寿福祉課、地域福祉課、障害福祉課

安全・安心

国土交通省

１ 提 案

■ ダム事業の推進

（１）足羽川ダム建設事業の推進

足羽川流域の抜本的な治水対策として必要不可欠な足羽川ダムについて、流域の安全を確保するとともに、水没する地域の住民の方々の今後の生活への不安を解消するため、早急に検証を終え事業推進に向けた結論を出し、事業を強力に推進すること。

（２）補助ダム建設事業の推進

吉野瀬川ダム、河内川ダムについては、国の要請に基づき検証に係る検討を行い、事業継続の対応方針を決定して、国に報告したところ。国においては、地方の検討結果を尊重して事業推進に向けた機動的かつ必要な予算を確保すること。

２ 現状と課題

(1)足羽川ダム建設事業の推進

- 足羽川ダムは地域経済の中心である県都福井市などを守るダム
  （平成１６年福井豪雨の被害：死者負傷者　２４名、
  床上・床下浸水　約１３，０００戸）
- 足羽川下流の河川改修（激特事業等）は完了しているものの、抜本的治水対策として足羽川ダムは必要不可欠
- 国・県・地元池田町が基本協定を締結し事業を推進。地元池田町、水没住民等の理解のもと、ダム事業は順調に進捗し、福井豪雨により被害を被った福井市をはじめ関係自治体・住民は、早期の建設を強く要望
- 平成２２年１２月関係地方公共団体からなる検討の場による検証にかかる検討を開始

(2)補助ダムの建設事業の推進

- ダム事業継続の対応方針を６月２０日に国に報告
  ＜進捗状況＞
  吉野瀬川ダム：事業進捗５２．５％、生活再建工事中（付替道路）
  河内川ダム　：事業進捗４５．２％、生活再建工事中（付替道路）
  利水（小浜市水道用水、若狭町水道用水・工業用水・かんがい用水）

３ 本県独自の取組み

・　足羽川ダムについては、全国に先駆け、国・県・地元池田町が、「足羽川ダム建設事業推進協議会」を設置し、コスト縮減等の事業監理を実施
・　県が実施しているダムを対象に「福井県ダム整備監理委員会」を設置し、ダム事業のコスト縮減を実施

４ 担当部署

土木部河川課

安全・安心

総務省、国土交通省

１ 提 案

■　防災情報伝達体制の充実・強化

（1）消防救急無線のデジタル化に対する財政支援の充実

消防救急無線のデジタル化について、各市町の財政負担が軽減されるよう、補助制度を充実すること。

（2）気象庁防災情報の新しい伝達形式の導入に伴う費用負担に対する財政支援の充実

気象庁が発信する防災情報について、伝達方式にＸＭＬフォーマット電文が導入されたことに伴い、必要となる都道府県および市町村の情報通信システム改修費用に対する財政支援を講じること。

２ 現状と課題

（1）消防救急無線のデジタル化

- 平成２８年５月までにデジタル化が必要
- デジタル化には基地局の整備、受信設備の改修が必要となり、本県で約６５億円を要する見込み。
- 通信司令室や無線端末の整備には補助制度があるが、基地局（鉄塔）に対する補助制度は無く、起債に対する交付税措置のみ。

（2）気象庁XMLフォーマットの導入

- 気象庁では気象、地震、津波等の防災情報についてＸＭＬフォーマットによる情報伝達方式の導入を推進
- 都道府県や市町村で必要となる情報通信システムの改修費用の負担についての財源措置は無し
  ※　これまで気象庁独自のフォーマットで防災情報を伝達していたが、標準的なフォーマットであるＸＭＬ方式に変更

３ 担当部署

安全環境部危機対策・防災課

安全・安心

警察庁

１ 提 案

■ 県民に安全な警備体制の確保

（１） 大規模災害時における交通路の確保

災害発生時における大規模な停電に伴い、交通信号機を安定的に作動させて緊急交通路を確保し、避難誘導、迅速な災害復興に資するため、補助対象事業として信号機用電源付加装置を整備すること。

（２） 大規模災害時における現場指揮体制の構築

テロ、大規模災害等緊急事態が発生した場合でも迅速・的確な指揮系統を確保するため、移動可能な機動力を備えた現地指揮体制を整備すること。

（３） 交通管制システムのオープン化整備

きめ細かな信号制御及び交通情報の提供等を行うため、交通管制システムのオープン化整備を行うこと。

（４）サイバー空間犯罪への対応の充実

著しく発展しているＩＴ社会において、ますます深刻化するサイバー犯罪に対し、的確に対応できる取締体制を強化すること。

２ 現状と課題

（１） 大規模災害時における交通路の確保

- 関東、東海の交通路に災害が発生した場合、福井県内の幹線道路は、京阪神、中京からの日本海側ルートのう回路として重要な位置付け
- 県内には、１，８８０基の信号機が整備されているが、自動起動型発電機が整備されているのは２５基とごく一部
- 既設２５基は、阪神淡路大震災後の平成７年度に整備されて１５年以上が経過し、更新時期を迎えている。また、道路ネットワークの変化に合わせ設置箇所の見直しが必要

● 災害時等の交通路として指定される可能性の高い路線の信号機設置基数に対する自動起動型発電機設置数は、以下のとおり。原子力発電所が集中立地している国道２７号には発電機の未整備箇所が多数
・国道　８号　信号機１１９基中１８基
・国道２７号　信号機　９３基中　１基
・その他県内の主要交差点　　６基
● 信号機への電源供給がストップした場合、人手による交通整理が必要となるが、災害時に多数の交通整理要員を確保することは困難

（２） 現場指揮体制の構築

● 大規模災害等緊急事態発生時には、警察本部に災害警備本部、現地警察署に現地警備本部、現場直近に現地指揮所を設置し、本部の決定した活動方針に基づき、救出救助、住民避難等の活動を実施
● 災害の形態により避難区域が設けられた場合、現地指揮所は安全を担保しつつも最前線での現場指揮が必要
● 原発が集中立地する本県においては、固定された拠点からの指揮体制のほか、機動力ある現場指揮体制の構築が必要

（３） 交通管制システムのオープン化整備

● 中央処理装置は整備後１５年以上が経過し、経年劣化に伴うシステダウンの危険性が懸念
● 現交通管制システムは、中央処理装置の処理能力に限界
● 現交通管制システムは、メーカー独自の汎用機でありコストが高く、システムの柔軟性・拡張性・保守性に欠ける等の弊害
● 平成２２年度までに全国１７道県（方面）本部においてオープン化整備を実施済み
● 交通管制システムのオープン化整備により、迅速かつきめ細かな信号制御並びに交通情報の提供による交通の一層の円滑化

（４） サイバー空間犯罪への対応の充実

● サイバー空間を悪用した犯罪が横行する中、この種犯罪がますます巧妙化、高度化することで被疑者及び具体的容疑事実の特定が困難
● 本県におけるサイバー犯罪捜査を強化するためには、専門的知識を有する警察官の確保のほか、全国警察との合同による広域的な捜査活動の推進が必要
● 警察庁では、警察官増員によるサイバー犯罪捜査専従班の設置を検討しており、平成２３年度は大規模県警察に地方警察官を増員し捜査体制を強化

３ 担当部署

警察本部生活環境課、交通規制課、警備課

環　境

１ 提 案

環境省

■ 敦賀市民間最終処分場抜本対策事業の着実な推進

（１）抜本対策事業に対する現在のスキームによる支援継続

産廃特措法支援対象となった実施計画に定める抜本対策事業の各工事が完了するまで、現在のスキームによる支援を継続すること。

（２）水処理施設の維持管理に対する特措法期限後の財政支援

産廃特措法の支援対象となった最終処分場水処理施設は、処分場が廃止されるまでの間、維持管理の継続を余儀なくされ、厳しい自治体の財政を圧迫するため、産廃特措法の期限終了後も財政支援を継続すること。

２ 現状と課題

● 本県敦賀市で昭和62年から廃棄物最終処分業を行っていた事業者が、平成８年頃から平成12年までの間、無許可で管理型最終処分場の容量を変更し、許可容量を大幅に超える処分を行った。その結果、処分場からの浸出液が処分場直下を流れる河川に漏出

● この対策のため、県では産廃特措法に定める「特定支障除去等事業実施計画」の環境大臣同意を得て、地元敦賀市と共同で、平成２０年１月１８日から抜本対策工事を実施

● 工事は産廃特措の期限である平成25年3月までの完了見込みで実施しており、５月末現在で工事の進捗率は約78％。事業の着実な推進のため、平成23年度概算要求の「産業廃棄物不法投棄等現状回復措置推進費補助金」および産業廃棄物適正処理推進センター基金の出えんを受ける予定

● また、水処理施設については、処理水が処分場の廃止基準を満たすまでの間、継続しなければならず、維持管理費用が大きな財政負担となるため、特措法期限後も財政支援が必要

３ 担当部署

安全環境部循環社会推進課

環　境

環境省

１ 提 案

■ 海岸漂着物の円滑な処理

海岸漂着物対策に当たっては、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制などに要する経費について、恒久的な財源を措置すること。

２ 現状と課題

● 平成２１年７月に施行された「海岸漂着物処理推進法」において、国が海岸漂着物対策に必要な財政上の措置を講ずることが明記

● 平成２３年度までは、同法上の措置ではないが、地域グリーンニューディール基金が設置され、回収・処理を実施

● 毎年、冬期に大量発生するポリ容器などの海岸漂着物を回収・処理するため、恒久的な財政措置が必要

県内の海岸漂着物の状況（平成22年9～11月福井県調査）

・県内海岸１５地点での平均量　３１．２ｋｇ／100㎡

・年間漂着量（概算）１，２２４ｔ

３ 担当部署

安全環境部循環社会推進課

環　境

環境省、経済産業省、文部科学省

１ 提 案

■ 地球温暖化対策の推進

（１）地球温暖化対策基本法案の早期成立

地方の意見も取り入れて、早急に国の基本法案を成立させ、地球温暖化対策基本計画を策定すること。

なお、基本計画の実施に当たっては、国が責任を持って財源を確保するとともに、地方公共団体が実施する独自の地球温暖化対策についても、十分な財政支援を行うこと。

（２）家庭のエコ化の推進

電気自動車普及のための社会基盤整備や、一般家庭等への太陽光発電等の導入を促進するため、積極的な財政支援を行うこと。

（３）エコスクール化の推進

児童生徒の地球温暖化対策教育の場として活用するため、学校施設の二重サッシ化や自然エネルギー設備導入支援など、エコスクール化の整備を推進すること。

２ 現状と課題

（１）地球温暖化対策基本法案の早期成立

- 本県の地球温暖化対策地域計画は平成２２年度末に計画期間が満了。改定計画は国の温暖化対策計画を踏まえて定める必要があり、現在は県の計画に空白期間が生じている。
- ２０２０年までに温室効果ガスの排出量を１９９０年比で２５％削減する目標を掲げた地球温暖化対策基本法案は、第１７７国会で継続審議。法案には、国が地球温暖化対策に関する基本的な計画を定めることを明記
- 国の削減目標については、温室効果ガスの削減内訳や具体的な手法およびその財源は不明確
- 地球温暖化対策基本計画は、原子力発電所の安全対策も含めたエネルギー政策のあり方に関する考え方を国が早期に示し、この考え方を踏まえて、早期に温暖化対策計画を策定すべき。

（２）家庭のエコ化の推進

- 一般家庭への太陽光発電設備の導入費用は平均約２５０万円（４ｋW）と高額であり、国や県、市町の補助制度を利用しても自己負担８０％以上
- 昨年度から余剰電力の買取が始まっているが、設置後のコスト回収面では不十分

● 現在販売されている電気自動車の販売価格は４００万円前後と高額であり、国の補助制度を利用してもベース車両価格の倍近くの３００万円程度の販売価格であり、負担に見合うメリットを享受できないため普及が進まないことが懸念。
　また、走行距離に課題がある電気自動車の普及には、急速充電器の整備が必要であるが、全国的にも整備は不十分

＜県内の普及状況＞	Ｈ２１年度末	Ｈ２２年度末
次世代自動車	２１台	６３台
急速充電器（一般開放分）	０基	６基
太陽光発電設備（住宅）	３，５４３件	４，４６５件

● 平成２３年度政府予算で「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（経済産業省）」、「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（経済産業省）」

（３）エコスクール化の推進

● 国は、学校のエコスクール化をモデル事業として推進

（エコスクール整備推進パイロットモデル事業
　平成１９年度からの５ヵ年事業。市町村がモデル校として認定した学校において、自然エネルギー発電施設整備、二重サッシによる断熱化等の省エネルギー化等の整備を支援）

３ 本県独自の取組み

（１）地球温暖化対策基本法案の早期成立

● 地球温暖化ストップ県民運動「ＬＯＶＥ・アース・ふくい」
　わが家・わが社のエコ宣言の推進等
● 福井型カーボンオフセット「環境ふくいＣＯ２削減貢献事業」
● 次世代（省エネ）自動車の導入推進
　ＥＶ・ＰＨＶの公用車への導入、急速充電器の設置等
● ストップ乗りすぎプロジェクト
　自動車走行距離削減運動の展開、みどりの自転車の活用等
● ＡＰＥＣ「福井宣言」低炭素の街づくり推進事業
　検討会の設置等、具体的な事業内容の検討

（２）家庭のエコ化の推進

● 太陽光発電・省エネ設備導入促進事業
　住宅用太陽光発電について、県単独補助（上限14.4万円　22年度494件）
　高効率給湯器等の省エネ設備を併設する場合（上限20万円、22年度289件）
● 次世代（省エネ）自動車の導入推進
　ＥＶ・ＰＨＶの公用車への率先導入、急速充電器の設置（22年度　2基）
　ＥＶ導入について、レンタカー会社へ83.3万円／台の助成（22年度　6台）

（３）エコスクール化の推進

● エコスクール整備推進パイロットモデル事業の実施校
　１９年度　南中山小（越前市）、朝日中（越前町）
　２０年度　三方中（若狭町）
　２１年度　鳴鹿小（坂井市）

４ 担当部署

安全環境部環境政策課、教育庁学校教育振興課

環　境

環境省、文部科学省

１ 提 案

■ 環境シンボルの保全･再生活動に対する支援

（１）地域団体等の活動に対する支援

里地里山や希少野生生物など地域の環境シンボルの保全・保護・再生に向け、地域団体等が主体的に実施するプロジェクトに対し支援を強化すること。

（２）コウノトリの定着に対する支援

本県では、特別天然記念物であるコウノトリについて、兵庫県と協力し本県での定着を目指すこととしており、えさ場となる河川や田畑等の地域全体の環境整備に対して、国において積極的な支援を行うこと。

２ 現状と課題

● 本県では、平成２０年に環境基本計画を策定し、全国に先駆けた「里地里山保全活用推進プロジェクト」を実施し、「重要里地里山３０地区」を中心に、地域住民等が主体的に行う里地里山や希少野生生物の保全活用に向けた活動を応援

● 誰もがどこでも実践できる「自然再生ふくい行動プロジェクト」により、県民が身の回りの自然において、失われた身近な生き物を再び呼び戻す活動を支援（登録数　111団体、52個人）

● 自然再生のシンボルとなるコウノトリを定着させるためには、地域ぐるみの自然再生の取組みが必要であり、地域ぐるみへの支援が必要。

３ 本県独自の取組み

● コウノトリを呼び戻す田園環境再生への支援を開始（H22年度～）

● 兵庫県とともに、コウノトリの野生復帰に向けた研究の一環として、県内での定着を目指し、地元関係者とともに生息環境の整備等に着手（H22年度～）

● 湖の生物（ウナギ、コイなど）の生息に影響する環境要因とその改善方策についての総合研究を東京大学や県内の研究者、県試験研究機関等で実施。合わせて、湖岸の自然再生を行い、生き物の生息状況を調査し、効果を検証（H21年度～）

４ 担当部署

安全環境部自然環境課

生活基盤

１ 提 案

国土交通省

■　地方鉄道の充実・強化

（１）新たな利便性向上策に対する支援の充実・強化

えちぜん鉄道と福井鉄道による相互乗り入れが早期に実施出来るよう、低床型車両の導入をはじめ必要な設備投資に対する予算を十分確保するとともに、制度運用は弾力的に行うこと。

（２）地方鉄道再生への支援の充実・強化

２１年２月に国から認定を受けた福井鉄道福武線の鉄道事業再構築実施計画の着実な実施に向け、計画に掲げている必要な財源を、国は確実に確保すること。

（３）利用者の声を反映した地方鉄道の運行

住民生活に影響のあるＪＲの地方路線や地方鉄道路線ダイヤ改正など、鉄道運行のあり方について、鉄道事業者と自治体による協議の場の設置に必要な施策を早急に講じること。

２ 現状と課題

（１）新たな利便性向上策に対する支援・強化

●えちぜん鉄道と福井鉄道が相互乗り入れを行うには、低床型車両の導入や田原町駅など主要駅の大幅な改修が必要

・総事業費(見込) ２４億円
・内　　容　両鉄道を田原町駅で結び、朝夕の通勤・通学者の利便性向上を図る。

●活用を予定する地域公共交通バリア解消促進等事業において、国は、補助年度中の事業効果発現をもとめるが、相互乗り入れ事業のように工事期間が複数年度にまたがる事業があることを考慮し、制度は弾力的に運用する必要

（２）地方鉄道再生支援の充実・強化

●国の指導を受け、県と沿線市町は、21年2月に福井鉄道福武線の鉄道事業再構築実施計画を策定し、現在、鉄道再構築事業を実施中

「鉄道事業再構築実施計画」（H21.2.24）
　設備更新（１０年間）：３１億円（国１０億、県２１億負担）
　維持修繕（１０年間）：１２億円（沿線３市負担）
２４年度の計画（総事業費：　６億円）
　路盤やレール交換などの土木工事、継電連動装置などの
　電気工事、低床車両の更新、駅舎などの改良工事

（３）利用者の声を反映した地方鉄道の運行

●鉄道事業者のダイヤ変更による運行本数の削減や運行時刻の変更は、住民生活に影響。特に代替交通手段が少ない地方では大きな影響
（平成２２年のＪＲダイヤ改正時：普通列車が７便減、２便が区間短縮）

●法案の提出について閣議決定された交通基本法案では、国は、地方公共団体、交通関連事業者間における協議を促進するため、必要な施策を講ずるものとされている。

３ 担当部署

総合政策部交通まちづくり課

生活基盤

国土交通省

１ 提 案

■ 福井港の重要港湾への格上げ

（１）福井港の重要港湾への格上げ

地域の物流の中核を担う港として、重要港湾に格上げし、大型船の係留可能な岸壁等の整備や航路水深の確保など、港湾機能の強化について支援を拡大すること。

（２）福井港海岸整備事業の促進

護岸改良の早期完成を図ること。

福井港の浚渫砂を利用した養浜による侵食対策を検討すること。

２ 現状と課題

- 国家石油備蓄基地と県内最大の工業団地（テクノポート福井）が背後に立地
- テクノポート福井の立地企業から、アルミニウムや石膏等の輸入の効率化を図る観点から、大型船舶が係留できる岸壁（－13m）整備や航路の増深（－10mから－13m）について要望有り
- 毎年浚渫を実施しているが、九頭龍川からの流入土量が浚渫土量より上回っており、－10m水深の航路幅確保が困難
- 冬季波浪により、護岸前面消波ブロックの飛散と越波や吸出しによる護岸背後水叩きの陥没被害が発生

３ 本県独自の取組み

- 福井港周辺の侵食対策について、港湾、海岸管理者等が連携し砂浜保全検討委員会を開催

４ 担当部署

土木部港湾空港課